

【震災対策編】

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

地震が発生し、緊急地震速報を受信した村、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努める。

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

<主な活動>

- 1 緊急地震速報の伝達を行う。
- 2 人命にかかわる情報、災害の拡大及び二次災害の発生に関する情報を優先させた被害状況等の情報収集を行う。
- 3 県、関係機関への速やかな報告を行う。
- 4 通信手段の確保を行う。

第1 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報の伝達を受けた村、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

村は、伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

第2 発災直後の情報収集と県への報告

1 情報の収集

災害対策本部設置前においては、総務課長（災害対策本部設置後においては、総務部長）が情報の収集・連絡体制計画に基づき災害通報担当者及び各部からの報告により行う。

また、登庁途中も被害状況の把握に努め、関係部署へ報告する。

2 情報の内容と報告順位

災害通報担当者の収集する情報内容と報告の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 人命にかかわる情報
- (2) 災害の拡大又は二次災害の発生情報に関する情報
- (3) 被害状況に関する情報

3 県への概況速報の報告

- (1) 災害対策本部設置前においては、総務課長（災害対策本部設置後においては、総務部総務班防災担当者）が県様式第1号（概況速報）により、県（北アルプス地域振興局あるいは、危機管理部）及び大町警察署に報告する。

- (2) 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県から、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。

応急対策活動情報の連絡にあたっては、「長野県防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

(3) 県への報告ができない場合は、災害対策基本法第53条に定めるところにより、直接消防庁へ報告する。

なお、消防庁への連絡方法は、次のとおりとする。

	平日 (8:30~18:15)	左記以外
N T T 回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
消防防災無線	TEL 90-49013 FAX 90-49033	TEL 90-49102 FAX 90-49036

第3 被害状況等の調査

総務部長は、人命救助等緊急を要する応急対策が概ね終了したと判断したときは、災害対策本部の事務分掌に基づき、各班の所管事項に係る被害状況の調査を指示するとともに、被害が村民の生命・身体及び財産に及んだときは、救助・衛生部長を実施責任者とする調査班を組織し、世帯別被害状況の調査を命ずる。

救助・衛生部庶務調査班長は、班員を現地に派遣して調査に従事させ、救助・衛生部長に報告する。

救助・衛生部庶務調査班長は、世帯別被害状況の調査を行うにあたり、必要があるときは行政区長の協力を得る。

第4 災害応急対策活動開始後の情報収集活動

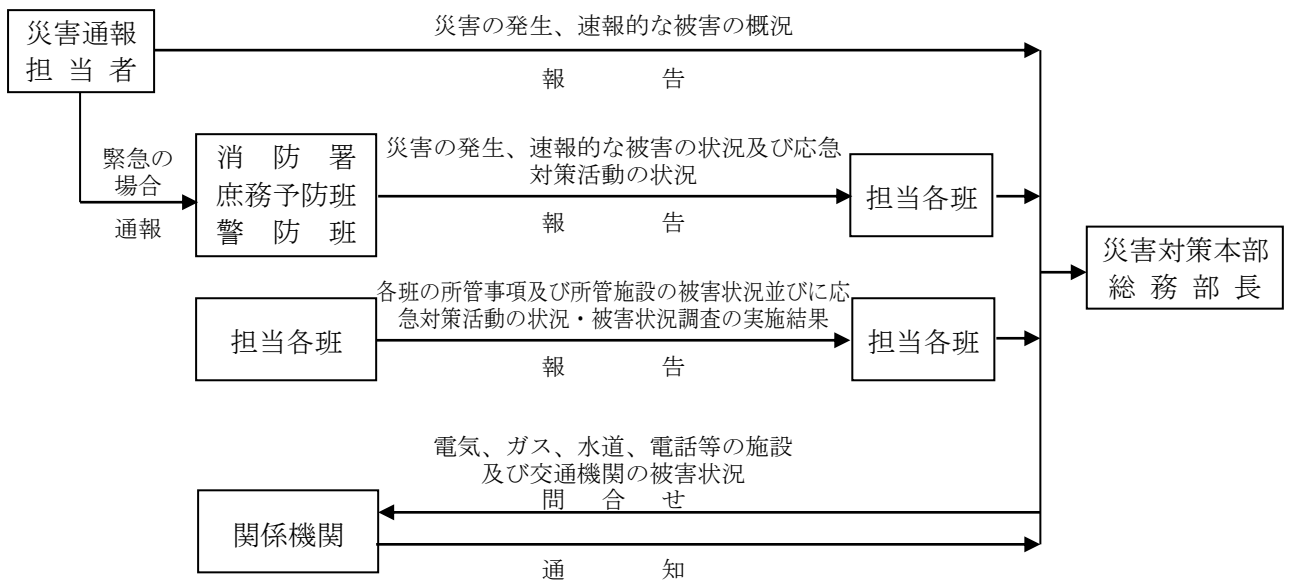
1 総務部長の任務

総務部長は、災害の状況及び応急対策活動の実施状況を収集し、効果的な応急対策活動の実施に資する。

(1) 実施方法

- ア 各部の庶務担当班長による定時報告のほか、災害の状況、応急対策活動の状況により適時報告を求めて、情報の総合化を図る。
- イ アマチュア無線の協力を得るシステムを構築する。
- ウ 関係機関からの災害に関する情報の伝達及び掲示を行う。
- エ 災害及び応急対策活動実施の状況報告書の作成を行う。
- オ 災害及び応急対策活動実施の状況の伝達及び掲示を行う。

被害状況並びに応急対策活動の情報収集系統図



(2) 情報収集系統

情報収集の系統は、上図に示すとおりとする。

(3) 報告の内容

- ア 災害救助様式及び村様式による各部報告の整理結果
- イ 特に緊急を要する事項
- ウ 複数の部に係る事項
- エ 報告書類
 - (ア) 報告文
 - (イ) 各種報告様式による書類
 - (ウ) 災害写真集、ビデオ
 - (エ) 災害状況図
 - (オ) 応急対策活動実施状況図

(4) 報告先

- ア 本部会議
- イ 関係各部（総務部総務班を通じる。）
- ウ 報告を必要とする防災関係機関（総務部総務班を通じる。）
北アルプス地域振興局、大町警察署に対しては、災害救助法様式1号（人的及び住家の被害状況報告）により報告する。
- エ 村民（総務部総務班を通じる。）
- オ 報道機関（総務部総務班を通じる。）

2 各部の任務

各班の所管事項に係る災害の状況及び応急対策活動の実施状況等を迅速かつ的確に収集し、各部の庶務担当班において、これを総括する。

各部の庶務担当班長は、各部長にこれを報告する。

(1) 実施方法

ア 報告は、あらかじめ定められた様式により、その都度定める時間までに行うことを原則とする。

イ 各部の応急対策活動の範ちゅうでは処理できない緊急の事項については、総務部総務班長の求めの有無にかかわらず、電話、口頭等迅速な方法により報告する。

ウ 村民からの災害の状況等の情報を収受したときは、総務部総務班長に報告する。

エ 各班の所管事項に係る県への報告は、下表により報告責任者が実施する。

(2) 報告の内容

ア 災害救助様式及び村様式による報告

イ 特記事項

ウ 報告書の内容

概ね次の内容とする。

(ア) 報告文

(イ) 各種報告様式による書類

(ウ) 災害写真集、ビデオ

(エ) 災害状況図

(オ) 応急対策活動実施状況図

報告種別、報告先及び報告責任者

報告種別	報告先	担当部	報告責任者
概況速報 人的及び住家の被害状況報告 避難勧告・指示等避難状況	北アルプス 地域振興局 総務管理課	総務部	総務班長 (防災担当者)
社会福祉施設被害	大町保健福祉 大事務所	救護部	救護班長 (健康福祉係長)
農業関係被害	北アルプス 地域振興局 農政課	産業部	農政班長 (農林係長)
農地農業用施設被害	農地整備課	〃	農林土木班長 (土地改良係長)
林業関係被害	林務課	〃	林務班長 (農林係長)
公共土木施設被害	大町建設事務所	建設部	土木班長 (維持管理係長)
土砂災害等による被害	大町建設事務所 姫川砂防事務所	〃	(〃)
都市施設被害	大町建設事務所	下水道部	給水・下水道班長 (上下水道係長)
水道施設被害	北アルプス 地域振興局 環境課	給水・下水道 部	工作班長 (管理係長)
廃棄物処理施設被害	〃	救助・衛生部	衛生班長 (環境衛生係長)
感染症関係被害	大町保健福祉 大事務所	〃	(〃)
医療施設被害	〃	① 施設管理者が報告を行う。 ② 国民健康保険診療施設を除く。 救護部 医療班 (健康づくり係 長・保健師)	
商工関係被害	北アルプス 地域振興局 商工観光課	観光商工部	調査班長 (観光係長)
観光施設被害	〃 〃	〃	対策班長 (観光係長)
教育関係被害	中信教育事務所	教育部	庶務学校班長 (教育係長)
村有財産被害 (他の報告に含まれない施設のみ)	北アルプス 地域振興局 総務管理課	総務部	総務班長 (防災担当者)
火災即報 危険物等の事故による被害	〃 〃	消防部	警防班長 (副団長)
水害等速報	〃 〃	総務部	総務班長 (防災担当者)

注：報告責任者の()書きは、災害対策本部が設置されない場合の責任者を表す。

3 被害認定基準

被害種別等		定義	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者	
	負傷者	重傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月未満で治癒できる見込みの者
住家	住家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
住家被害	全壊 (全流失・全埋没・全焼失を含む)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの	
	半壊 (半流失・半埋没・全焼失を含む)	住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が住家の時価の20%以上50%未満のもの	
	一部損壊	住家損壊の程度が半壊に達しない程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。	
	床上浸水	浸水が住家の床上に達した程度のもの又は、土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態になったもの	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの(土砂、竹木等を含む。)	
世帯	世帯	生活を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。	
り災世帯	り災世帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった世帯とする。	
り災者	り災者	り災者の構成員とする。	
減失世帯数	減失世帯数	減失世帯数＝(全壊・全焼・流失)世帯数 ＋(半壊・半焼)世帯数×(1/2) ＋床上浸水世帯数×(1/3)	
棟 (むね)	棟 (むね)	一つの独立した建築物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。	
非住家	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。	
非住家	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	その他公共建物	官公署、公民館等の公用または公共の用に供する建物とする。	
	医療施設	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため、医業又は歯科医業をなす施設	
	危険物施設	消防法別表に掲げる発火性又は引火性物品を貯蔵し、又は取扱う場所として、村長の許可を受けた施設	

被害種別等		定義	
	その他建物	倉庫、土蔵、車庫等の上記以外の建物	
	全壊(全焼・流失)	住家の全壊(全焼・流失)に同じ。	
	半壊(半焼)	住家の半壊(半焼)に同じ。	
	一部破損	住家の一部破損と同じ程度のもの(床上浸水・床下浸水を含む。)	
農 林 業 被 害	田	流失・埋没	水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態
		冠水	水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態
	畑	流失・埋没	水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態
		冠水	水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態
	ため池	決壊	堤防が破壊され池の流水がその部分より流出する状態
		溢水氾濫	堤防が決壊せずに池の水面が堤防の法面をこえて周辺に水があふれる状態
	用排水路決壊	用排水路が決壊し、通水不能となったもの	
	頭首工決壊	灌漑用水施設としての頭首工の決壊により、用水の取水が不能となったもの	
	農産被害	農林業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
土 木 被 害	河川	決壊	ため池の決壊に同じ。
		溢水氾濫	ため池の溢水氾濫に同じ。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	橋梁	流失	水勢、その他により橋脚又は橋梁の一部あるいは全部が流失・落橋し、一般の渡橋が不能になった状態(農道を含む。)
		破損	橋梁の一部が損壊し、流失、落橋にいたらぬ程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの(農道橋を含む。)
	道	閉塞	土砂の流出、家屋、樹木倒壊、岩石の落下等により通行不能の状態(農道を含む。)
		崩壊	路面、路肩又は法面が破壊され、通行不能の状態(農道を含む。)
		破損	通行不能に至らない法面、路肩の崩壊、路面の損壊で、応急的に修理を要するもの(農道を含む。)
溝溢水	溝渠等の排水能力をこえて道路その他敷地に水のあふれる状態		
塀倒壊	全長の50%以上が倒壊した状態		
土 砂 災 害	崖くずれ	人家に近い崖が崩れたもので、被害をもたらしたもの	
	山くずれ	人家に係りなく、斜面が崩れたもので、被害をもたらしたもの	
	地すべり	土塊が比較的ゆるい角度ですべり落ちたもので、被害をもたらしたもの	
	土石流	溪流に堆積した土石が、河川水と共に押し流されることによって、被害をもたらしたもの	

被害種別等		定義
ライフライン被害	停電	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス供給停止	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における個数とする。
	水道供給停止	上水道又は飲料水供給施設等で断水した戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話不通	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
火災発生	災害に起因して発生したものに限る。	

第5 通信手段の確保

1 有線通信による方法

(1) 災害時に有線通信網が利用可能な場合の手段

- ア 電話回線
- イ 災害時優先電話
- ウ 非常・緊急電話
- エ FAX
- オ 公衆電話
- カ 災害伝言ダイヤル (171)
- キ 緊急連絡メール

(2) 利用方法

ア 災害時優先電話

災害が発生すると、電話が殺到し電話局の交換機がラッシュ状態となり、電話がかかりにくくなる。いわゆる「ふくそう現象」で、NTTではこのふくそうを防止し防災関係機関の通信を確保するため、一般の電話の発信を制限することがある。

したがって、災害が起き電話がかかりにくくなっている場合は、あらかじめ指定された災害時優先電話から発信する。なお、受信についての制限はない。

イ 非常・緊急電話

非常通話又は緊急通話は、やむを得ない特別な理由のある場合を除き、災害時優先電話により、非常申込み(局番なしの100番)経由で「非常通話」又は「緊急通話」である旨を告げ、申し込む。

(ア) 非常通話

非常通話は、他のあらゆる村外通話に先だって最優先で接続されるが、次の要件を満たすものでなければならない。

- a 災害の救援のため緊急を要する事項を内容とする村外通話であって、災害救助機関相互において行うもの。
- b 災害の救援のため必要な事項を内容とする村外通話であって、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者が、その災害の救援に直接関

係がある機関に対して行うもの。

非常通話の請求に際しては、その通話の必要な理由を村外交換取扱局に説明しなければならない。なお、説明を求められた場合には、非常通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。

(イ) 緊急通話

火災その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合において、救急等緊急を要する事項を内容とする村外通話であって、その事実を知った者と救援に直接関係のある機関又はこれらの機関相互間において行うものは緊急通話の取扱いを受け、他の一般通話に先だって接続される。

緊急通話の請求に際しては、その通話の必要な理由を村外交換取扱局に説明しなければならない。なお、説明を求められた場合には、緊急通話の必要な理由を具体的に説明しなければならない。

(ウ) 公衆電話

現場からの通信連絡に一般の電話が発信を制限された場合は、グレーあるいは緑色の公衆電話を利用する。これらの公衆電話は、災害時優先電話に準じた取り扱いがされるため比較的にかかりやすい。

災害救助法が適用される規模の災害が発生し、かつ広域停電が発生するなど被災者の通話を確保することが必要とNTTが判断した場合には公衆電話からの通話を無料とすることがある。

(エ) 災害用伝言ダイヤル（171）

災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板である。

(オ) 緊急連絡メール

聴覚障がい者等の要配慮者への手段として有効である。

2 無線通信による方法

総務部長は、公衆電気通信施設が被害を受け不通となった場合は、次の通信手段を使用し、通信の確保を図る。

(1) 災害時に利用可能な無線通信

- ア 長野県防災行政無線
- イ 白馬村防災行政無線
- ウ 消防無線
- エ 携帯電話及び衛星携帯電話

(2) 利用方法

- ア 長野県防災行政無線

災害対策本部から県、報道各社等への通信に利用できる。

停電等により電力が供給されない場合は、屋上出口にある発電機により無線機の電力を確保し、利用する。

- イ 携帯電話

第3章 災害応急対策計画

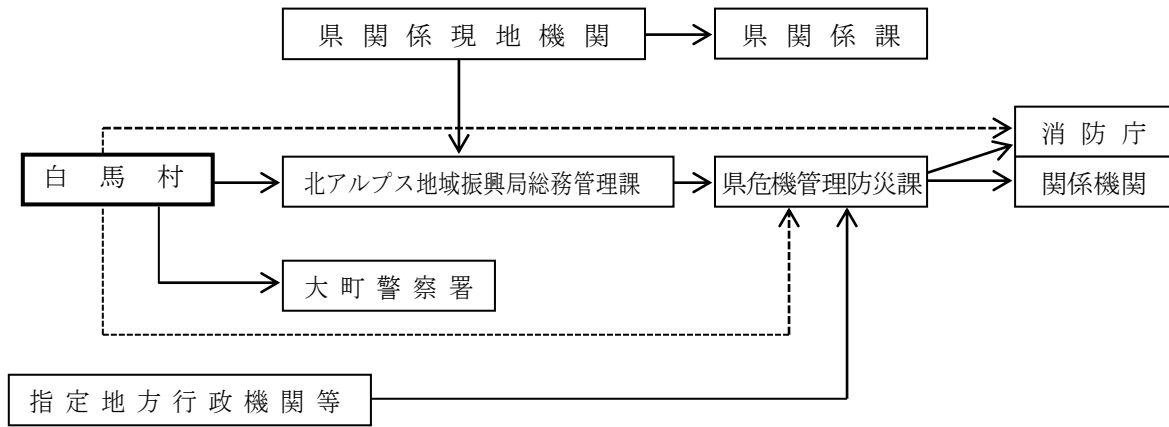
第1節 災害情報の収集・連絡活動

携帯電話は無線機と同様、電波を利用していることから災害時には有効な通信手段の一つであるが、混線等も想定されることから、運用には配慮する。

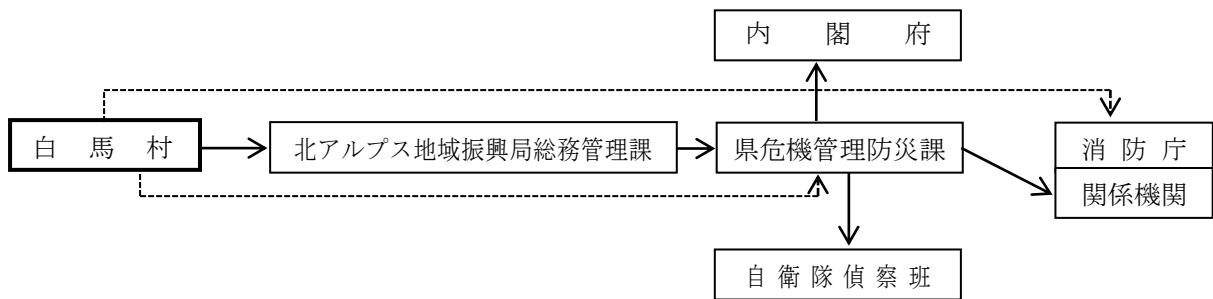
- (3) 災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる通信等の対策のため通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

災害情報連絡系統図

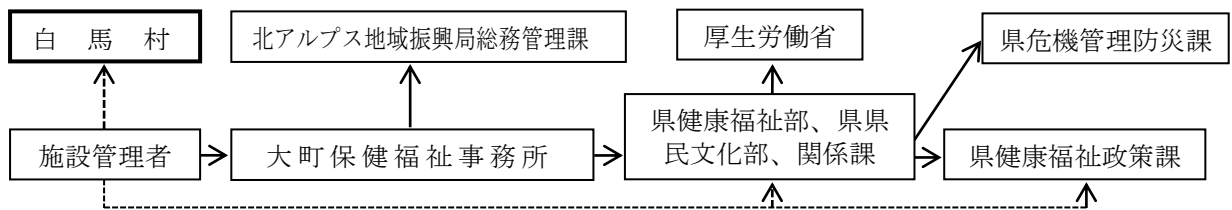
1 概況速報（県様式第1号）



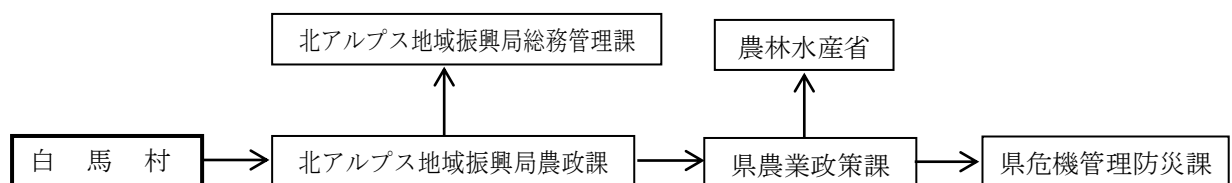
2 人的及び住家の被害状況報告（災害救助法様式1（県様式第2号））
避難勧告・指示（緊急）等避難状況報告（県様式第2-1号）



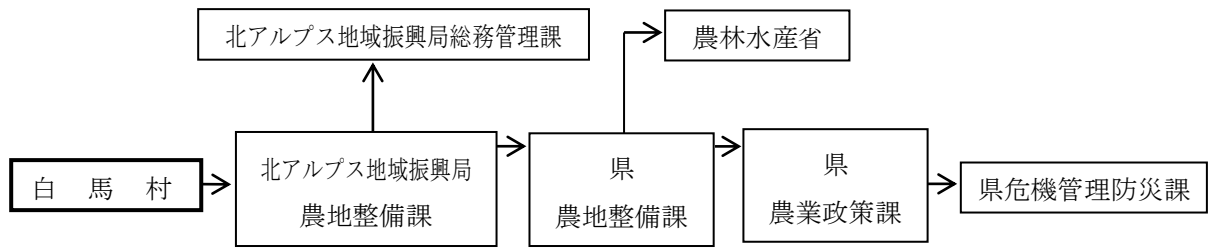
3 社会福祉施設被害状況報告（県様式第3号）



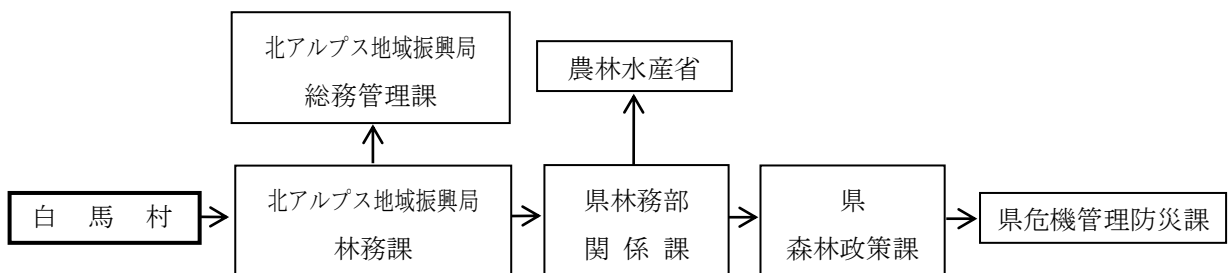
4 農業関係被害状況報告（県様式第5号）



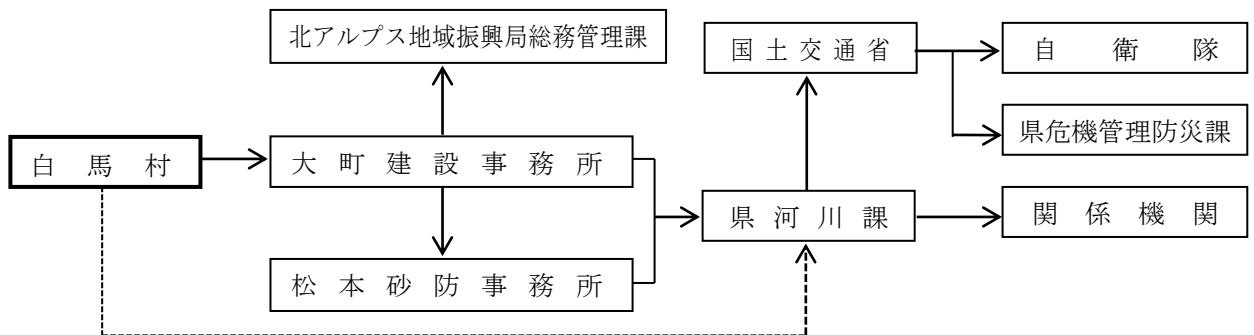
5 農地・農業用施設被害状況報告（県様式第5号）



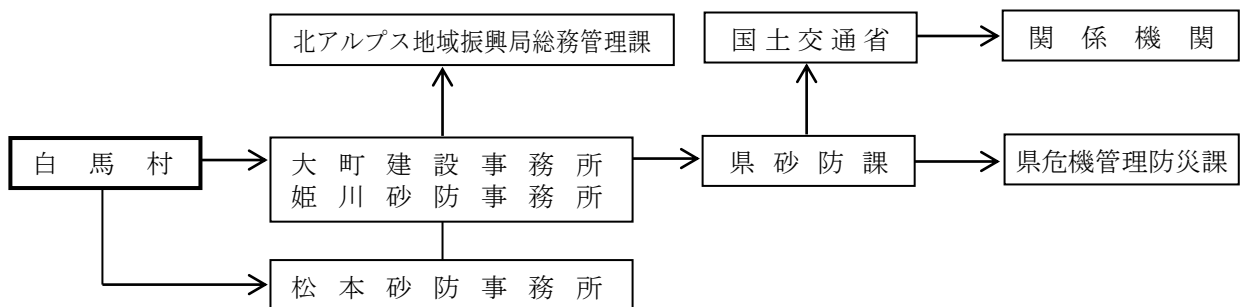
6 林業関係被害状況報告（県様式第6号）



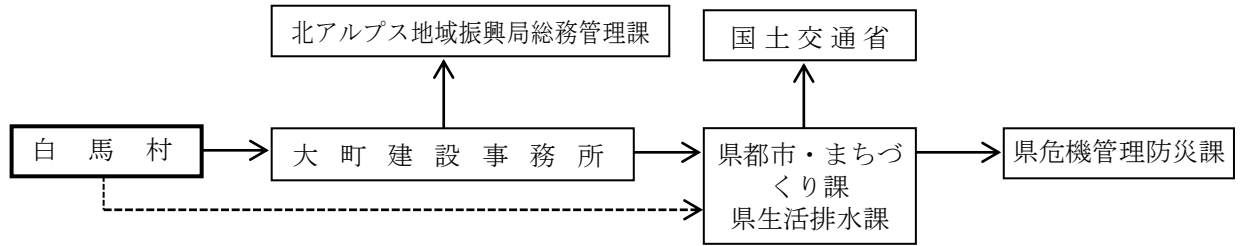
7 公共土木施設被害状況報告（県様式第7号）



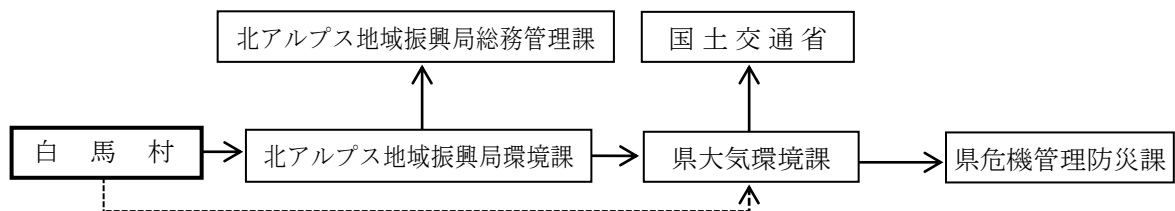
8 土砂災害等による被害状況報告（県様式第7号）



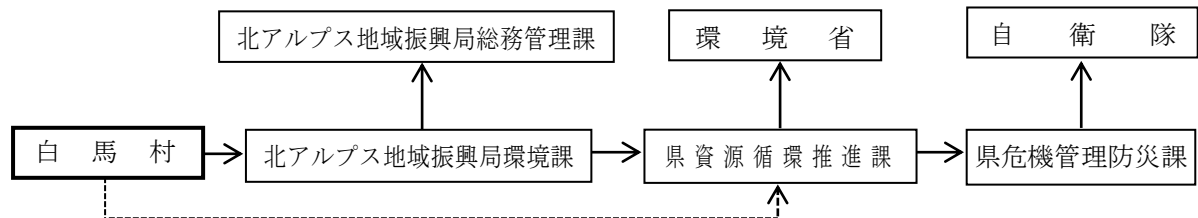
9 都市施設被害状況報告（県様式第8号）



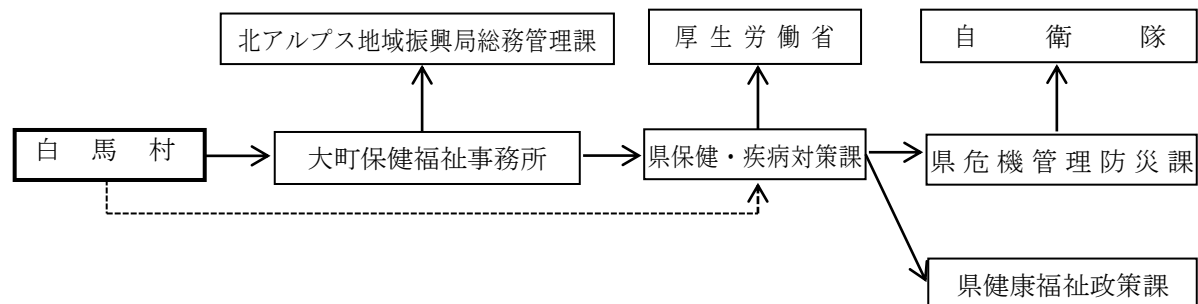
10 水道施設被害状況報告（県様式第9号）



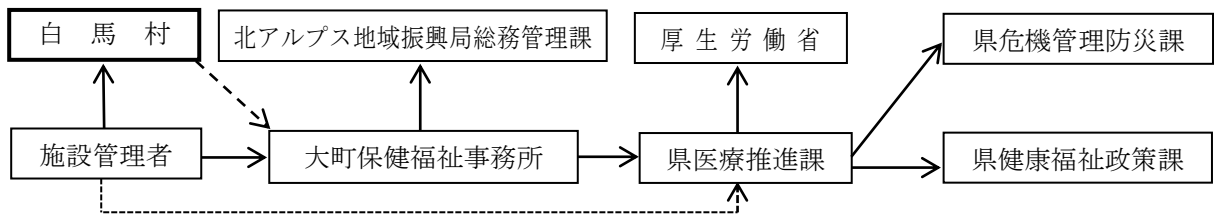
11 廃棄物処理施設被害状況報告（県様式第10号）



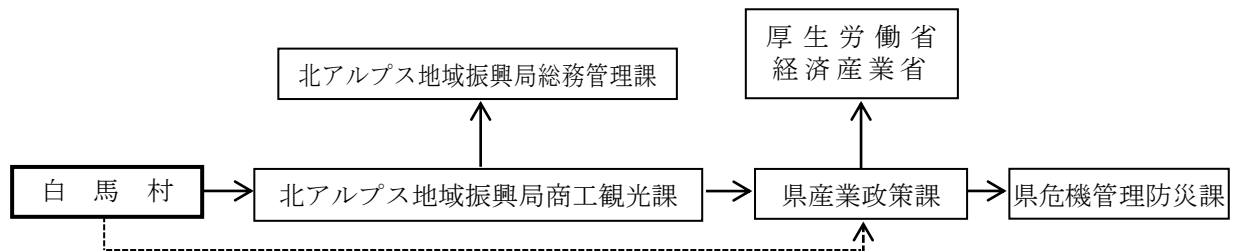
12 感染症関係報告（県様式第11号）



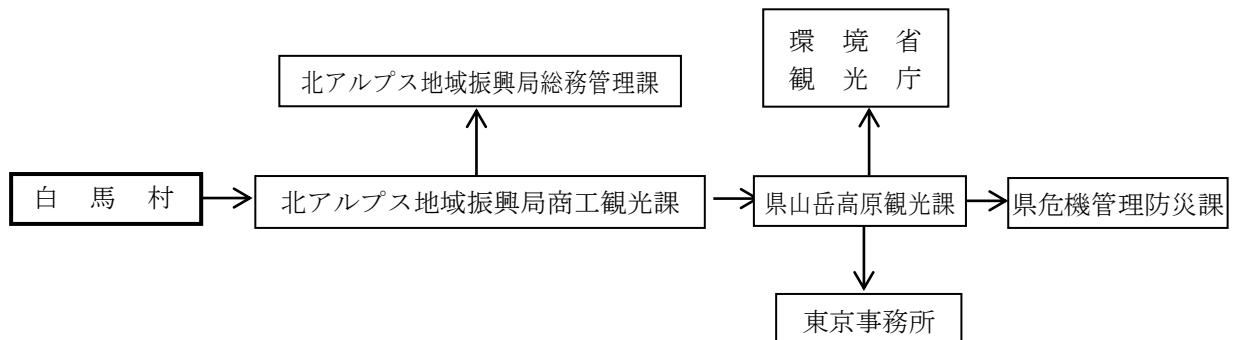
13 医療施設関係被害状況報告（県様式第12号）



14 商工関係被害状況報告（県様式第13号）

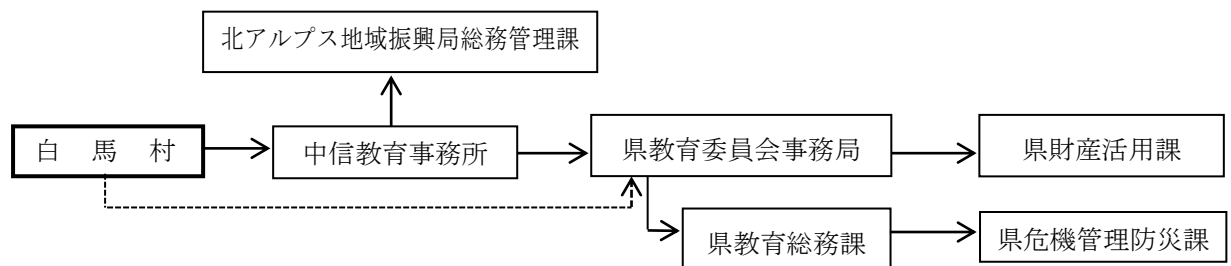


15 観光施設被害状況報告（県様式第14号）

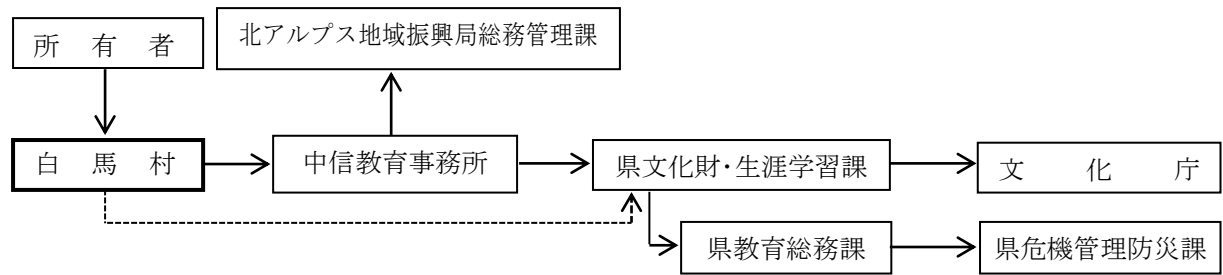


16 教育関係被害状況報告（県様式第15号）

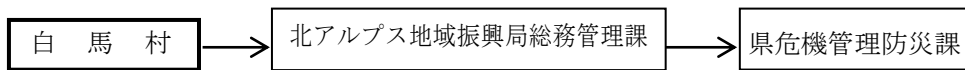
(1) 村立学校



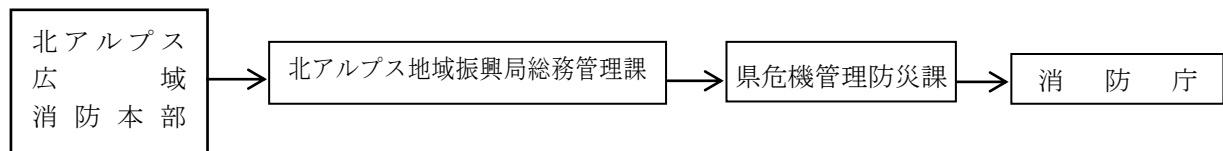
(2) 文化財



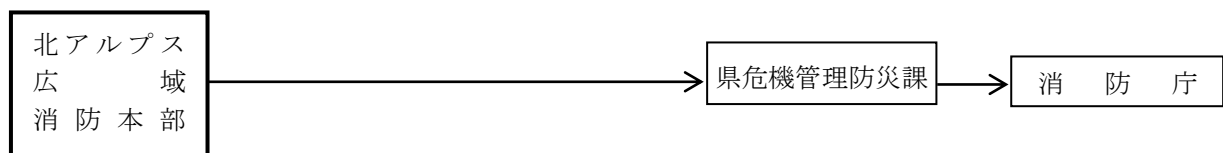
17 村有財産被害状況報告（県様式第17号）



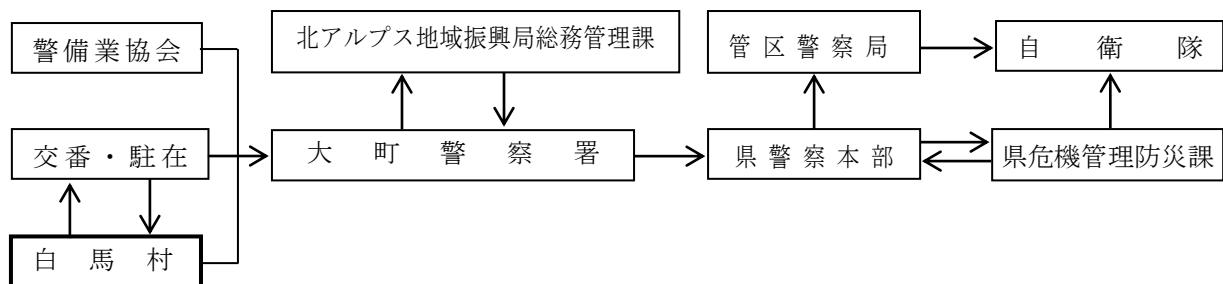
18 火災即報（県様式第19号）



19 危険物による被害（県様式第19-2号）



参考 警察調査被害状況報告



第2節 非常参集職員の活動

実施担当班：(総括) 総務部
全部全班

地震災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、その所掌に係る応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の活動体制に万全を期す。

<主な活動>

- 1 迅速な職員の非常参集を行う。
- 2 災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第1 初動体制

1 災害対策配備の検討

- (1) 配備の検討は、緊急部長会議を開催して検討する。ただし、自動発令の基準が設定されている場合を除く。
- (2) 各部長は、緊急部長会議での協議決定を踏まえ、あらかじめ定めた職員配備に付け、災害応急活動を命令する。
- (3) 配備に付いた職員は、上司の命令に従い、直ちに応急活動を実施する。

2 勤務時間外(日直、電話当番不在時)の体制

総務課長(課長補佐、防災担当)及び建設課長、農政課長は、災害情報をもとに直ちに登庁し、1号(警戒)配備体制をとる。

第2 白馬村災害対策本部

1 白馬村災害対策本部の設置時期

村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、村長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定により、白馬村災害対策本部(以下、「災害対策本部」という。)を設置する。

2 災害対策本部の設置基準

- (1) 国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測点である白馬村役場前で、震度5以上を観測し、発表したとき。
- (2) 長野地方気象台の発表にかかわらず、村域に地震により重大な被害が発生したとき。
- (3) 村域に重大な被害が発生するおそれがあるとき。

3 災害対策本部の位置

災害対策本部は、原則として村役場庁舎2階会議室に置く。ただし、村役場が被災したときは、ふれあいセンター(第2順位)、ウィング21(第3順位)に置く。

4 災害対策本部の閉鎖

災害の発生するおそれがなくなったと認められたとき、又は災害応急対策がおおむね

完了したときは、災害対策本部を閉鎖する。

5 設置及び閉鎖の通知

災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、直ちにその旨を通知又は公表する。

災害対策本部の設置及び閉鎖の通知及び公表の方法等

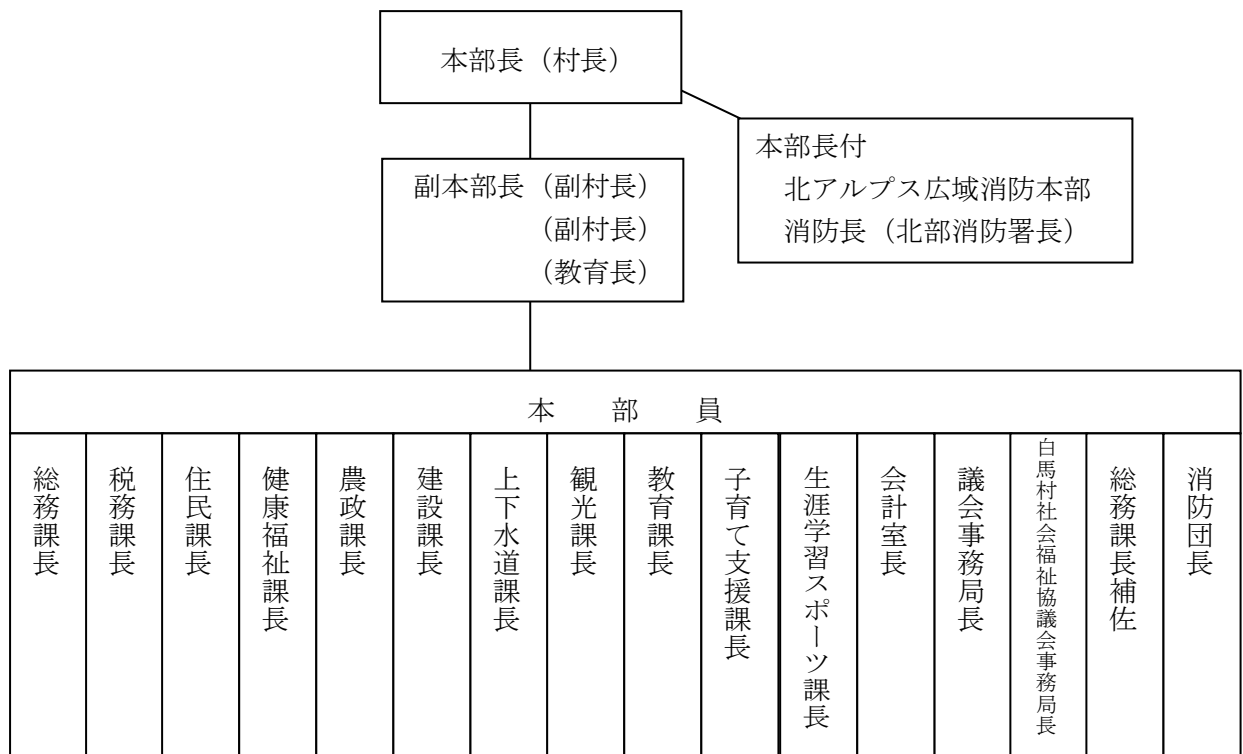
通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班
庁内各部署	庁内放送	総務部総務班
県(北アルプス地域振興局)	防災行政無線、電話その他迅速な方法	総務部総務班
県警(大町警察署)	防災行政無線、電話その他迅速な方法	総務部総務班
指定公共機関等	電話その他迅速な方法	総務部総務班
村民	広報車、有線放送等	総務部総務班
報道機関	口頭又は文書	総務部総務班

第3 災害対策本部の組織、運営等

災害対策本部の組織運営及び事務分掌は、白馬村の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。更に、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部組織

(1) 災害対策本部の組織



(2) 本部長及び副本部長

ア 村長を本部長とし、副本部長は副村長、教育長をもって充てる。

- イ 本部長に事故があるときは、副本部長が本部長の職務を代理する。
- ウ 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、副村長、教育長の順とする。

(3) 本部長付

- ア 本部に本部長付を置き、北アルプス広域消防本部消防長（北部消防署長）をもって充てる。
- イ 本部長付は、本部長の命を受け、特定の事務を掌理する。

(4) 本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、白馬村課設置条例（平成7年白馬村条例第2号）第1条に規定する課等の長、議会事務局長及び消防団長をもって充てる。

(5) 本部会議

- ア 本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに、白馬村災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。
- イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部長が指名する者をもって組織する。

(6) 部及び班

災害対策本部に置く部及び班の名称及び事務分掌は、以下のとおりとする。

室部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
本部長 (本部長、副本部長)		1 全体総括
総務部 (総務課長)	総務班 (総務課長補佐) (防災担当者)	1 本部設置の通知及び本部の運営に関する連絡調整並びに庶務に関すること。 2 県防災会議との連絡に関すること。 3 自衛隊に対する派遣要請に関すること。 4 緊急輸送車両に関すること。 5 渉外に関すること。 6 職員の動員、派遣及び応援に関すること。 7 災害情報の収集及び被害状況のとりまとめに関すること。 8 応急対策物品の購入に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。 10 緊急輸送に関すること。 11 災害救助法に関すること。 12 災害義援金、見舞金、支援物資に関すること。 13 災害活動に協力する婦人組織等の連絡調整に関すること。 14 市町村災害時相互応援協定の相互応援に関すること。 15 その他応援対策活動に関すること。 16 村有財産、営造物の災害対策に関すること。 17 避難情報の発令に関すること。

室部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
総務部 (総務課長)	情報班 (企画係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民・報道機関への広報活動に関する事。 2 インターネット等による情報収集及び発信に関する事。 3 災害記録写真等の災害記録に関する事。 4 住民情報システム機器等の動作確認に関する事。
	財政班 (財政係長) (会計室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害経費の予算措置に関する事。 2 ヘリポート開設に関する事。 3 義援金の受入に関する事。
情報収集部 (税務課長)	情報収集班 (徴収係長) (課税係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現場記録写真に関する事。 2 住宅の被害状況のとりまとめに関する事。
建設部 (建設課長)	庶務調査班 (建設係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現状の調査のとりまとめに関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 建設業者の災害対策の連絡調整に関する事。 4 土木資材の確保に関する事。
	土木班 (維持管理係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設の被害調査に関する事。 2 被害現場の工法指導に関する事。 3 交通(道路)の応急対策に関する事。 4 河川の応急対策に関する事。 5 水防対策に関する事。 6 交通情報の収集に関する事。 7 地滑り、砂防、崖崩れ、雪崩の応急対策に関する事。
	建設班 (建設係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害住宅等の応急対策に関する事。 2 住宅の確保に関する事。
給水・下水道部 (上下水道課長)	給水・下水道班 (上下水道係長) (業務管理係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 災害時における被害現場の調査に関する事。 3 災害時における給水、下水道対策に関する事。
	工作班 (管理係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における水道、下水道施設の応急対策に関する事。 2 応急対策に伴う資材の確保に関する事。
産業部 (農政課長)	庶務班 (国土調査係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 関係機関の連絡調整に関する事。 3 災害時の現場調査のとりまとめに関する事。
	農政班 (農林係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要食糧の調達に関する事。 2 農業共同利用施設等の応急対策に関する事。 3 農作物の応急技術対策に関する事。 4 農畜産物関係の災害対策に関する事。 5 養蚕関係の災害対策に関する事。 6 苗木、苗畑施設及び木材、特殊林産物の被害状況の関係機関との調整に関する事。

第3章 災害応急対策計画
第2節 非常参集職員の活動

室部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
産業部 (農政課長)	林務班 (農林係長)	1 林道関係の災害対策に関する事。 2 木材の調達に関する事。 3 地滑り災害対策に関する事。
	農林土木班 (土地改良係長)	1 耕地の被害調査に関する事。 2 耕地及び農業施設の応急対策に関する事。 3 防災箇所点検調査に関する事。
観光商工部 (観光課長)	調査班 (観光商工係長)	1 部内の連絡調整に関する事。 2 登山道路の被害調査に関する事。 3 企業者に対する応急対策に関する事。 4 観光協会との連絡調整に関する事。
	対策班 (観光商工係長)	1 高圧ガス、火薬類の取り締まりに関する事。 2 商工業関係者の災害対策に関する事。 3 必要物資のあっせんに関する事。 4 観光施設の災害対策に関する事。 5 白馬商工会との連絡調整に関する事。
救護部 (健康福祉課長)	救護班 (健康福祉係長)	1 社会福祉に関する事。 2 救護所開設について福祉事務所との連絡に関する事。 3 要配慮者の支援に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。
	医療班 (健康づくり係長・保健師)	1 災害時における医療助産に関する事。 2 入院患者の保護対策に関する事。 3 診療施設の災害現場の調査に関する事。 4 医療関係者の動員配置に関する事。 5 日赤医療班との連絡調整に関する事。 6 災害対策医薬品に関する事。
	介護保険班 (介護保険係長)	1 社会福祉施設の連絡調整に関する事。 2 要配慮者の支援に関する事。
救助・衛生部 (住民課長)	庶務調査班 (住民係長)	1 被害者調査に関する事。 2 連絡情報収集報告に関する事。 3 主食等の配達配給に関する事。 4 炊き出しに関する事。 5 被害者に関する拠出年金の保険料免除に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。
	衛生班 (環境衛生係長)	1 災害時の衛生全般に関する事。 2 災害時の公害排除防止に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 死体の埋火葬に関する事。 5 災害時における防疫清掃及び食品衛生に関する事。 6 災害廃棄物の処理に関する事。

室部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
教育部 (教育課長・子育て支援課長) (白馬高校支援担当局長)	庶務学校班 (教育係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の被害調査に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 災害時の授業、給食その他に関する事。 4 児童生徒の被害調査に関する事。 5 児童生徒の避難対策に関する事。 6 被災児童、生徒に対する教科書、教材及び学用品のあっせんに関する事。
	幼児・避難所班 (子育て支援係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児の避難救護対策に関する事。 2 保育施設の災害対策に関する事。 3 避難所に関する事。
生涯学習部 (生涯学習スポーツ課長)	社会教育施設班 (スポーツ振興係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会体育施設の災害対策全般に関する事。 2 社会体育施設の被害調査に関する事。 3 文化財の応急対策に関する事。 4 社会教育施設の災害対策全般に関する事。 5 社会教育施設の被害調査に関する事。
議会事務局 (議会事務局長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整に関する事。 2 各種陳情の応接に関する事。
消防部 (消防団長)	庶務予防班 (消防主任)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団への連絡とその調整に関する事。 2 消防施設の被害調査に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 消防統計及び消防情報の報告に関する事。 5 火災警戒区域の設定と災害時の火気制限に関する事。 6 危険施設の災害時の統制制限に関する事。 7 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスの災害取り締まりに関する事。 8 火災の予防、指導、調査に関する事。 9 防災信号の統制に関する事。 10 公用令書の交付に関する事。 11 損失、補償に関する事。 12 消防、水防活動報告に関する事。 13 消防、水防関係被害状況調査に関する事。 14 災害の記録に関する事。
	警防班 (副団長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報、警告に関する事。 2 通信統制、緊急通信等に関する事。 3 消防警戒区域の設定に関する事。 4 河川等の巡視、警戒に関する事。 5 水門等制水、制御に関する事。 6 交通規制、水利規制に関する事。 7 水、火災以外の災害防止・鎮圧に関する事。 8 火災の防御、鎮圧に関する事。 9 救急・救助に関する事。

室部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
		10 火災資材、原料の受け払いに関する事 11 被災者の避難及び誘導に関する事 12 救急薬品、酸素等の確保調整について 13 防災活動資材受け払いについて
本部長付	常備消防班 (北部消防署長)	1 職員の連絡と、調整及び派遣に関する事 2 県消防相互応援協定に関する事 3 県消防防災航空隊の要請に関する事
現地本部	状況により災害現場に設置する	1 防災活動資材受け払いについて 2 人命救助、防災活動及び作業に関する事 3 作業人員掌握について

(7) 災害対策現地本部

ア 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を置く。

イ 現地本部長は副本部長、本部長付又は本部員のうちから、現地本部員は本部員又は本部職員のうちから、現地本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。

(8) 災害対策本部等の標識等

ア 標示版

災害対策本部等が設置されたときは、災害対策本部等の標識、水防優先通行車標識を掲げる。

イ 腕章

本部長、副本部長、現地本部長、本部員、本部連絡員、班長、及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは、災害対策本部職員腕章及びヘルメットを着用するものとする。

2 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

(1) 報告事項

副本部長及び本部員は、直ちに災害対策本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

(2) 協議事項

ア 災害対策本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関する事。

イ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関する事。

ウ 災害対策経費の処理に関する事。

エ 災害救助法の適用の意見に関する事。

オ その他災害対策の重要事項に関する事。

第4 配備体制の基準

1 配備区分及び発令基準

動員配備体制

	1号配備		2号配備 (非常配備) (災害警戒本部)	3号配備 (緊急配備) (災害対策本部)	
	第一次	第二次			
配備時期	◎震度3程度の地震を感じたとき	◎左記の基準の状況下で村長が必要と認めたとき、又は災害の発生するおそれがあるとき	◎震度4程度の地震を感じたとき ◎国土交通大臣又は県知事が水防警報を発令したとき ◎村域に局地的な災害が発生したとき又は全域で重大な災害の発生が予想される時	◎震度5以上の地震を感じたとき ◎村内全域にわたり重大な災害が発生したとき	
配備内容	◎情報の収集・広報・電話対応 ◎関係機関との連絡 ◎危険箇所パトロール ◎庁舎及び非常用電源等の確認		◎情報の収集・広報 ◎関係機関との連絡 ◎応急措置	◎全職員は、直ちに所定の配備につき災害応急対策に従事	
配備要員	総務課	男子職員全員	必要に応じて召集をかける	全職員	全職員
	建設課			全職員	全職員
	農政課			全職員	全職員
	上下水道課			課長又は係長	全職員
	観光課			課長又は係長	全職員
	税務課			課長又は係長	全職員
	住民課			課長又は係長	全職員
	健康福祉課			課長又は係長	全職員
	教育課			課長又は係長	全職員
	子育て支援課			課長又は係長	全職員
	生涯学習スポーツ課			課長又は係長	全職員
	会計室			室長	全職員
	議会事務局			局長	全職員
	消防団			副団長以上	正副分団長以上
	指定職員	全員(時間外のみ)			
<p>※総務課長は、勤務時間外については当直者を増やす等の措置を講ずる。 ※各課長は、職員の勤務形態により配備要員を変更及び指名することができる。 ※各課長は、災害の状況により配備要員を増減することができる。</p>					
指定職員	白馬町、八方口、大出、蔵平地区在住の男子職員全員				

2 配備の方法

(1) 勤務時間内における配備

ア 各部長は、配備指令により、直ちに平常業務を中止し、あらかじめ定めた職員を配置につけ、警戒活動又は応急対策活動を命令する。

イ 配備についての職員は、上司の命令に従い、直ちに警戒活動又は応急対策活動を実施する。

(2) 勤務時間外における配備

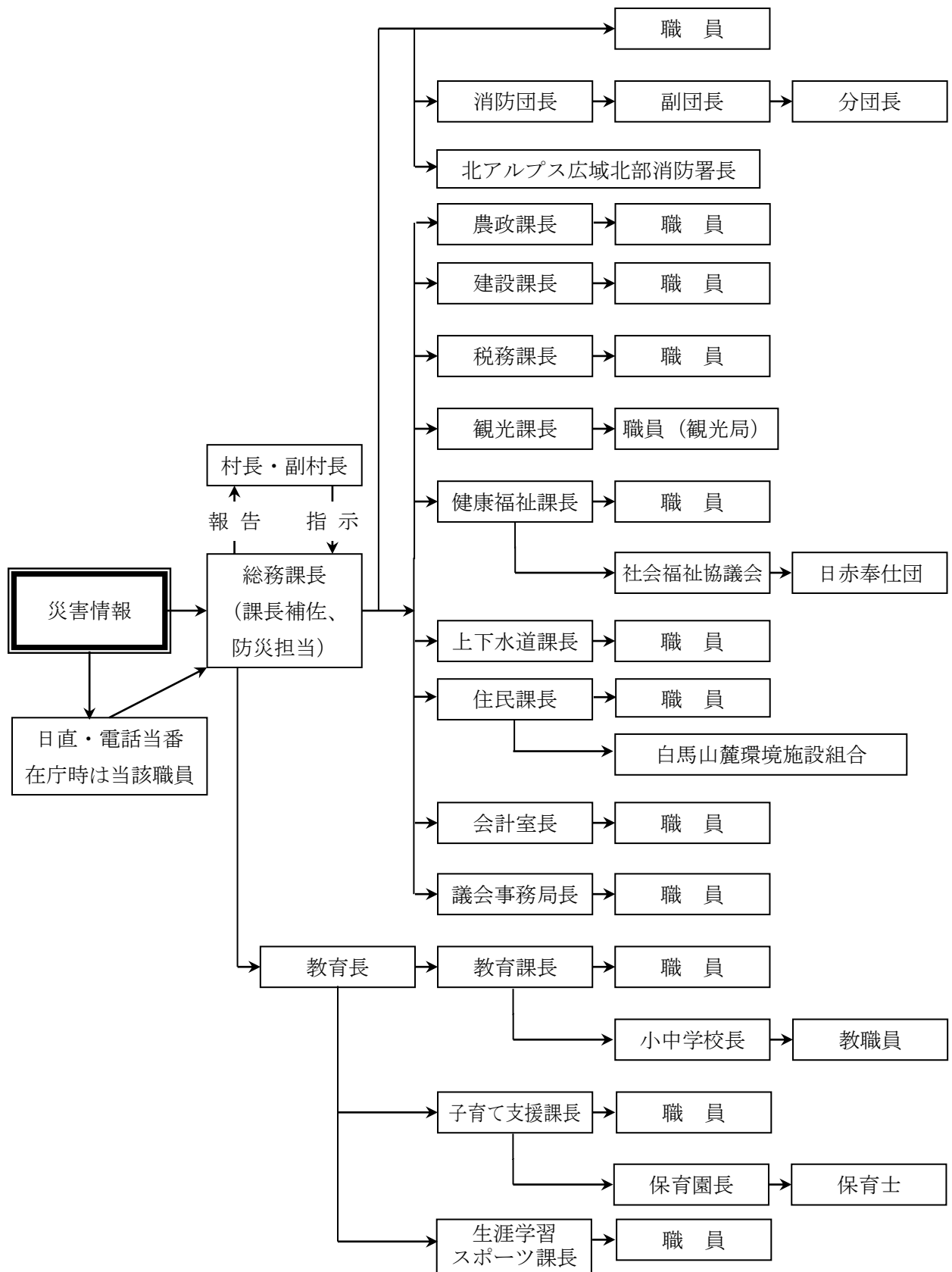
ア 各部長は、配備指令により、あらかじめ定めた職員を動員する。

イ 動員命令を受けた職員は、直ちに所属する部課に参集する。

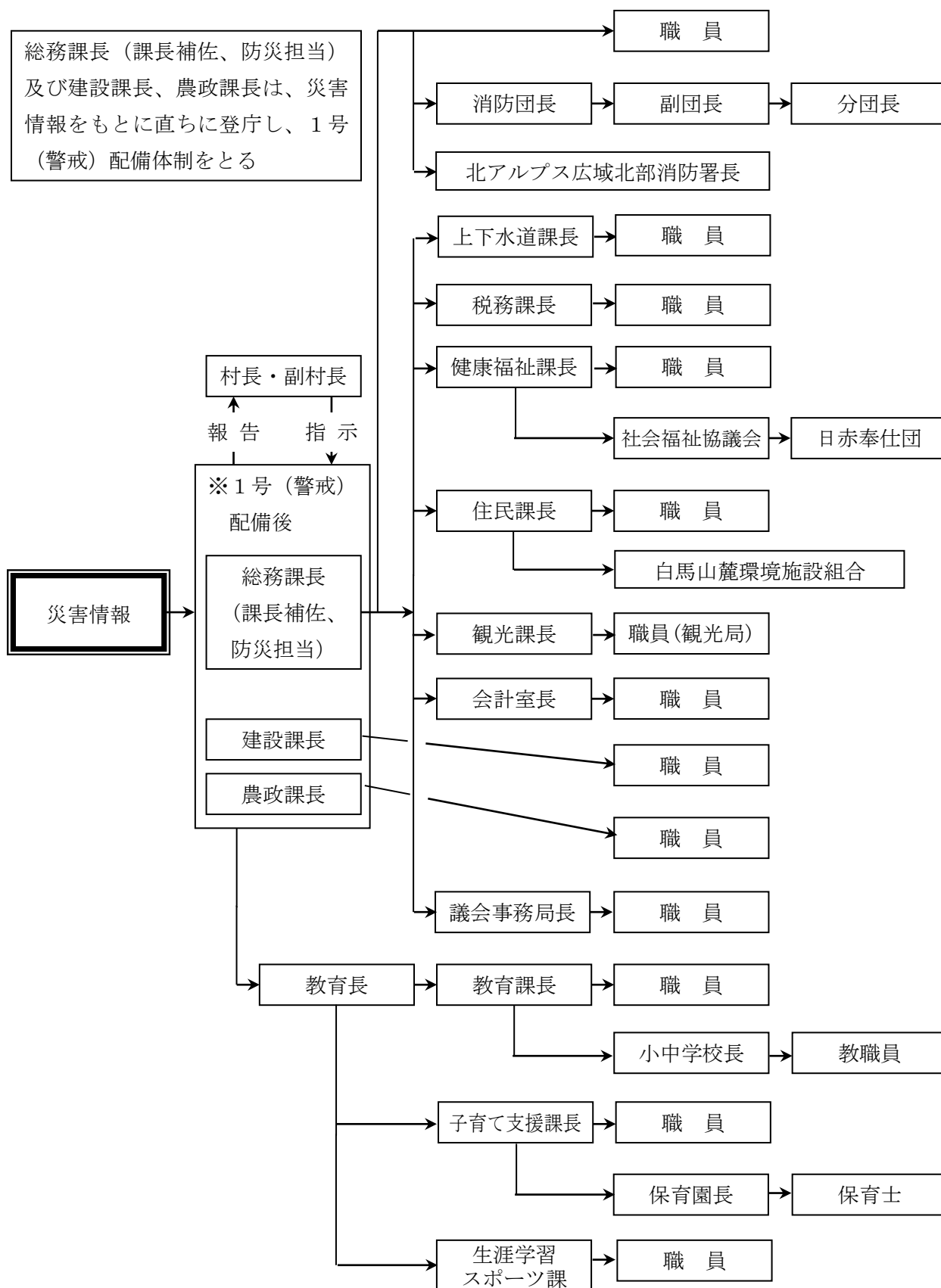
ウ 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策活動班を編制する。ただし、緊急やむを得ない場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができる。

エ 動員命令の伝達は、本部連絡員を通じ、各部で事前に定めた連絡方法によって伝達する。

－ 勤務時間内の伝達系統（日直、電話当番在庁時含む） －



－ 勤務時間外の伝達系統（日直、電話当番不在時） －



3 動員の原則

(1) 事前命令による動員

各部長は、配備指令に基づき、動員を実施する。

(2) 特別な命令による動員

本部長は、交通が途絶し、職員の所属勤務先への参集が困難であると認めた場合は、直近の本庁舎又は支所等へ動員を命ずることができる。

この場合の伝達は、あらかじめ定めた動員指令の伝達方法のほか、ラジオ等多様な手段をもって行う。

4 参集時の留意事項

(1) 参集者の服装・携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、帽子又はヘルメット、手袋、タオル、水筒、食糧、筆記具、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品等を携行する。

(2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力し、消火・救命を第一とするとともに、消防署等へ通報する。

(3) 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況等を、総務課長又は参集場所の指揮者に報告する。

5 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況、災害情報等について把握し、本部長に報告する。

第5 防災中枢機能等の確保

1 組織としての機能の確保

本部長が不在等でその職務が遂行できないときは、副本部長がその職務を代理する。また、副本部長も不在等でその職務を代理できない時は、総務部長が代理する。

2 拠点としての機能の確保

本部となる村庁舎に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、応急対策に支障をきたさない公共施設を選定し、本部長が指定する。なお、「保健福祉ふれあいセンター」を代替災害対策本部施設として指定する。

村庁舎は、防災拠点の中枢である。その機能が十分果たせるよう、非常用発電機等の設備の維持管理に務める。

(1) 通信手段の確保

災害発生直前対策に基づき、無線設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。

(2) 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

ア 自家発電設備の容量

発電電力	燃料種別	燃料容量
70KVA	2号軽油	400

イ 自家発電設備により使用できる機器

消火・給排水ポンプ

(3) 飲料水、食糧の確保

受水槽、高架水槽を満水にするよう努めるとともに、発災後は水洗便所等への給水を制限し、飲料水の確保に努める。

職員のための食糧の確保を行う。

3 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

- (1) 災害対策図板の設置
- (2) 被害状況図板の設置
- (3) 携帯ラジオ及びテレビの確保
- (4) 懐中電灯等照明用具の確保
- (5) その他必要資機材の確保

配備指令発令様式

総務課より、お知らせします。	
①	1. ○○地区に、○○のため、○○発生のおそれがあります。
	2. ○○地区に、○○が発生しました。
このため、○日○時○分、	
②	1. 「第一次1号配備」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
	2. 「第二次1号配備」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
	3. 「2号配備」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
	4. 「3号配備」が発令されました。職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
なお、災害に関する情報は、直ちに報告してください。	

注：(1) ①は、時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。

(2) 同じ内容を3回繰り返すこと。

第3節 広域相互応援活動

実施担当班：総務部総務班

大規模な災害が発生し、本村単独ではその応急対策が十分に果たせない場合は、被害状況に基づき的確な応援要請を行うとともに、受入れ体制を整える。
協定先の村及び姉妹都市が被災した場合は、被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかな応援体制を整える。

<主な活動>

- 1 速やかな応援要請と受入れ体制を整える。
- 2 協定先で発災した場合は、速やかな応援体制を整えるとともに、重大な被害が発生していると判断されるときは、応援要請がなくても情報収集を兼ねた自主出動を行う。
- 3 友好都市で災害が発生した場合も、自主応援を行う。

第1 消防相互応援

1 県内市町村に対する応援要請

消防長は、災害の状況を適確に判断し、必要に応じて、長野県消防相互応援協定に基づく締結市町村への応援要請を行う。

(1) 応援の種類

- ア 消防隊による応援
- イ 救助隊による応援
- ウ 救急隊による応援
- エ 上記以外の応援

(2) 応援要請の方法

中信ブロックにおいては、北アルプス広域連合へ要請を行う。

要請の方法は次のとおりとする。

- ア 電話(NTT) 0261(22)0119 (北アルプス広域消防本部)
FAX 0261(23)4303
- イ 長野県防災行政無線 5359
FAX 5356

2 他都道府県への応援要請

消防長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- (1) 緊急消防援助隊
- (2) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- (3) その他、他都道府県からの消防隊

3 消防防災ヘリコプター「アルプス」の緊急運航応援

消防長は、次の各号に掲げる場合で、災害の状況を的確に判断し、ヘリコプターを使用することが要請基準に該当した場合（資料 48）、長野県消防防災航空隊へ消防防災ヘリコプター「アルプス」の緊急運航応援を要請する。

(1) 緊急運航応援の種類

- ア 救急活動
- イ 救助活動
- ウ 火災防御活動
- エ 災害応急対策活動
- オ 災害予防対策活動

(2) 緊急運航応援の要請手続

要請の方法は次のとおりとする。

- ア 電話で速報 (NTT) 0263-85-5511・5512
(長野県消防防災航空センター)
- イ 要請詳細内容送付 (FAX) 0263-85-5513

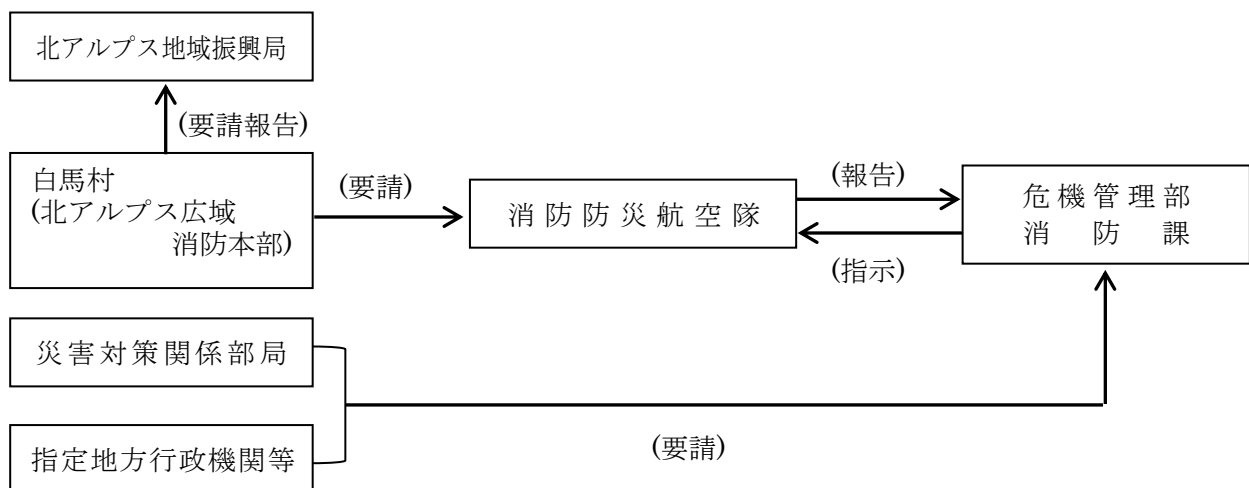
(3) 場外離着陸場

白馬村の場外離着陸場は、松川河川敷、村営南部グラウンド、平川ヘリポート及び猿倉ヘリポートである。

(4) その他

緊急運航にともなう安全基準は、資料 49 - 1 による。

消防防災航空隊応援の要請及び決定通知ルート

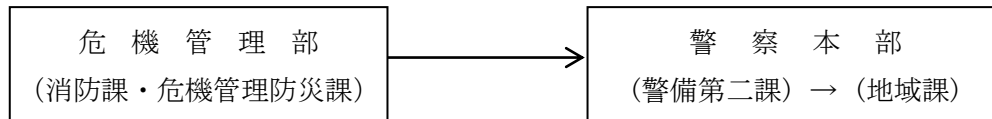


※ 連絡用無線 消防県内共通波 152.81 MHz
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1」

4 県警ヘリコプターの緊急運行応援

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

県警ヘリコプターの要請経路



5 大規模特殊災害時における広域航空消防応援

消防長は、次の各号に掲げる場合で、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると認められるときは、県知事を通じて広域航空消防応援を要請する。

(1) 対象とする大規模特殊災害

- ア 大規模な地震、風水害等の自然災害
- イ 山林等陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- ウ 高層建築物での火災
- エ 航空機事故、列車事故等集団救助・救急を要する事故
- オ その他上記各号に準ずる災害

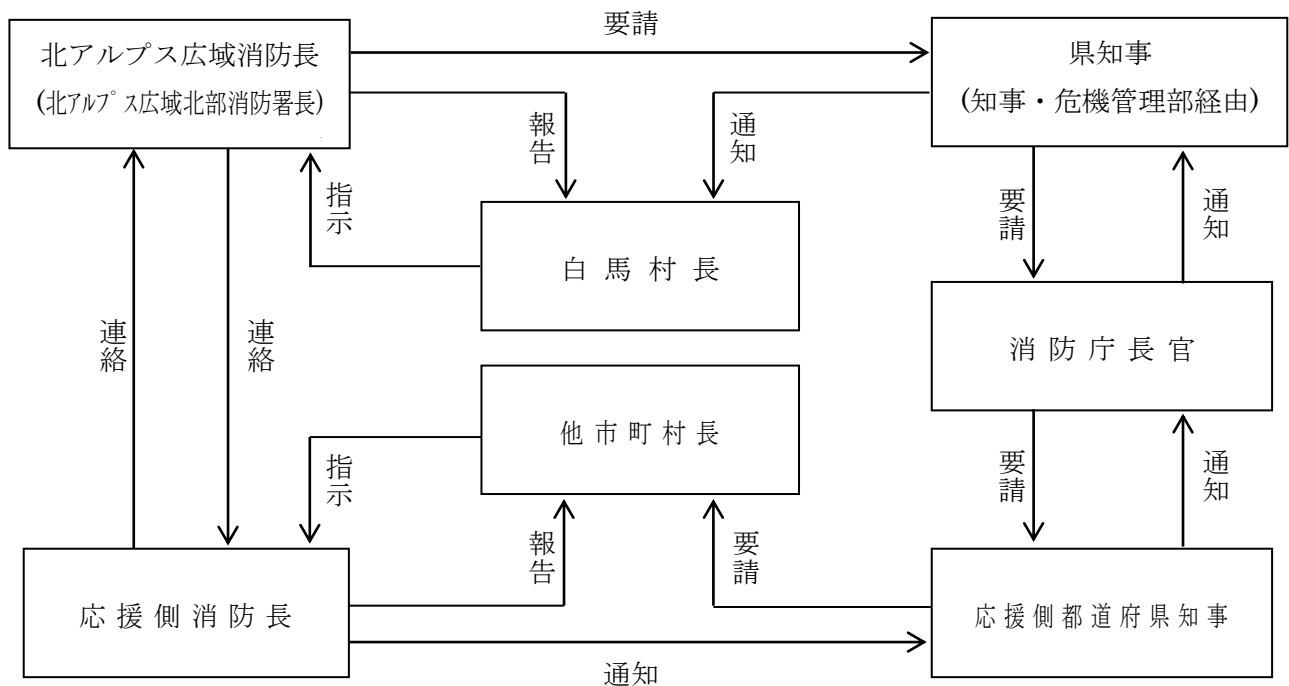
(2) 広域航空消防応援の要請手続

消防長は、応援側市町村の消防庁（局）の保有するヘリコプター（資料 48 参照）の応援可能地域を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村を決定した上で、直ちに本部長に報告し、その指示にしたがって、県知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行う。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行う。

- ア 要請先(応援側)市町村
- イ 要請者・要請日時
- ウ 災害の発生日時・場所・概要
- エ 必要な応援の概要

(3) その他「大規模災害時における広域消防応援について」（平成 16 年消防組織法、実施要綱及び実施細目を含む。）による。

広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、県危機管理部と県健康福祉部が調整の上、信州大学医学部附属病院又は長野厚生連佐久総合病院へドクターヘリの出動を要請する。

7 ヘリコプターの出場手続き

要請にあたっては、可能な限り次の事項について調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。なお、文書による手続きは、必要な場合は後刻速やかに行うものとする。

- (1) 災害の状況と活動の具体的内容
- (2) 活動に必要な資機材等
- (3) 要請者、現場責任者及び連絡方法
- (4) 資機材等の準備状況
- (5) 気象状況
- (6) ヘリコプターの誘導方法
- (7) 他のヘリコプターの活動状況
- (8) その他必要な事項

第2 消防以外に関する応援要請

1 他市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、現有の人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

(1) 応援の要請事項

- ア 応援を求める理由及び災害の状況
- イ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- ウ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- エ その他必要な事項

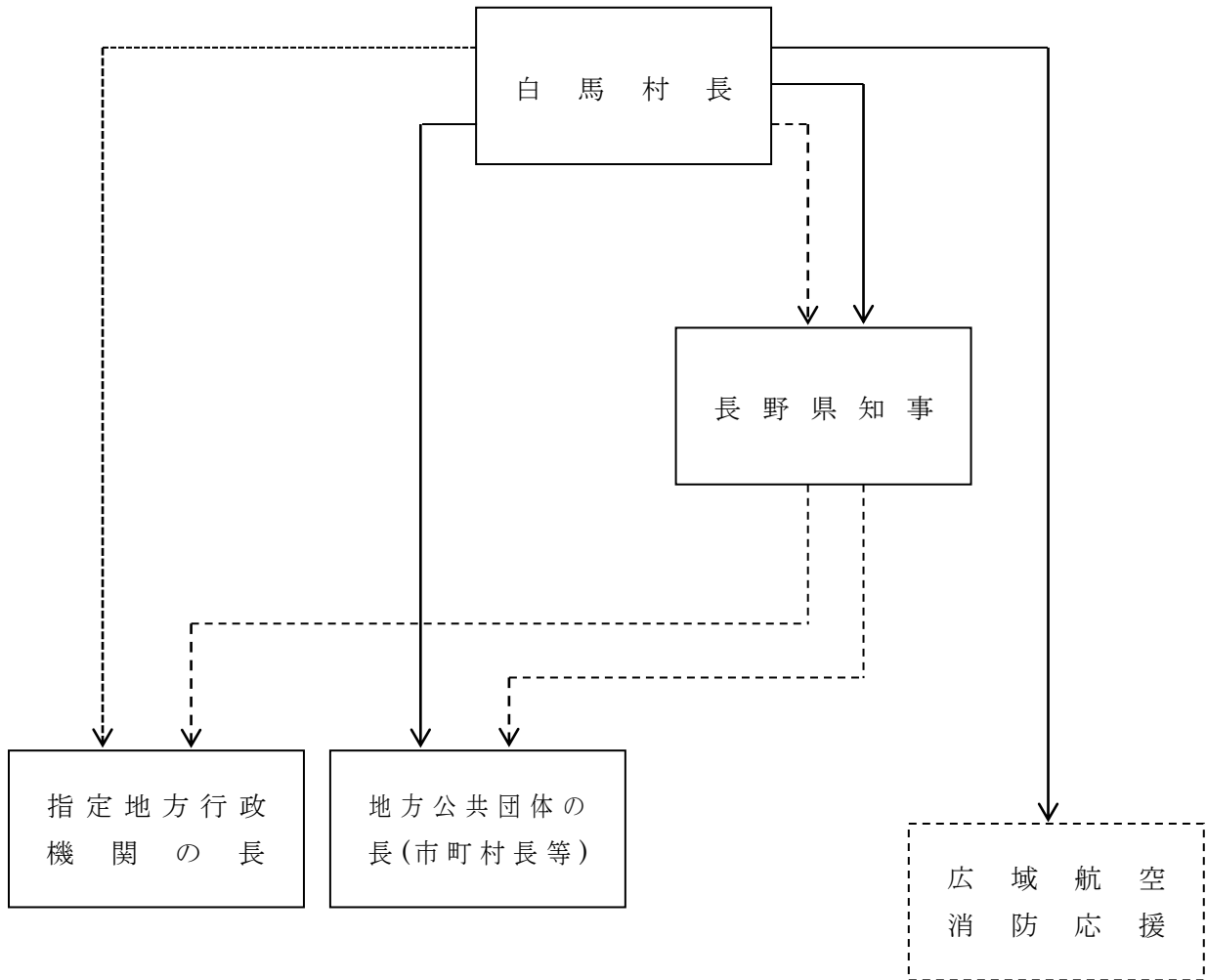
2 県に対する応援要請等

村長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

3 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求めるものとする。

職員の派遣、応援の要請経路



----- 職員派遣の要請

————— 応援の要請

----- 職員派遣のあつせん要請

(県知事は、白馬村長の要請を検討し、指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に応援を要請する。)

第3 長野県合同災害支援チームにより実施する対策

- (1) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行う。
- (2) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」に基づき支援を行う。
- (3) 主な支援内容は以下のとおり。
 - ア 被災県等への職員派遣及び物資の提供
 - イ 被災者の受入及び施設の提供
 - ウ その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

第4 他自治体の協定締結先に対する応援要請

村長は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の自治体に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化を図られるよう努める。

- (1) 静岡県河津町
- (2) 和歌山県太地町
- (3) 富山県朝日町

第5 情報収集及び応援体制の整備

県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害時等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(1) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(2) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(3) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

第6 受援体制の整備

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合

は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討する。また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備を実施する。

第7 経費の負担

1 相互応援協定による場合

(1) 協定先の要請による場合
相互応援協定に定められた方法とする。

(2) 自主派遣の場合
本村が負担する。

2 前項以外の場合

(1) 費用の範囲
ア 給与、諸手当等
イ 旅費・交通費
ウ 輸送費
エ 食料費
オ 応援のために要した資機材等物品の費用
カ その他本村が負担しなければならない経費

(2) 負担方法
本村が負担する。

第4節 自衛隊災害派遣活動

実施担当班：総務部総務班

災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、自衛隊法第83条第1項の規定により自衛隊災害派遣の要請を行う。

<主な活動>

速やかな応援要請と受入れ体制を整える。

第1 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、原則として生命及び財産の救護を必要とし、かつ緊急やむを得ない場合で、おおむね次の場合である。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、負傷者等の搜索、救助
水防活動	土のうの作成、運搬、積込み等
消防活動	消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び免疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救護活動に必要な緊急輸送
炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

第2 要請方法

北アルプス地域振興局長又は大町警察署長を通じ、次に掲げる事項を記載した文書をもって、県知事に要請する。ただし、緊急の場合は、口頭をもって要請し、事後において速やかに北アルプス地域振興局長を通じ、要請文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

なお、県知事が対応できない場合に限り、村長は陸上自衛隊第13普通科連隊長に通知できる。この場合、速やかに県知事にその旨を通知するものとする。

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長（松本市高宮西1-1）	
連絡先	
時間内	時間外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766（内線235） 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766（内線239） 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766（内線301） 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766（内線239） 防災行政無線 81-535-62

第3 派遣部隊の受け入れ体制

県知事から派遣の通知を受けたときは、災害対策本部長は、関係班長と協議の上、次の点に留意し、派遣部隊の受け入れ体制を確立する。

- 1 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- 2 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。
- 3 災害の状況により総務部財政班長と協力して、自衛隊の作業に必要な資機（器）材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
- 4 ヘリコプターによる応援を受ける場合は、本章第9節「緊急輸送活動」に基づきヘリポートの確保を図る。

5 作業計画の連絡調整

自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効率的な運用を図れるよう関係班長との連絡調整に努める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機（器）材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊その他関係機関に行う要請は、窓口の一本化を図り、すべてこのルートを通じて行う。

1 本村の窓口

総務部総務班長とする。

2 県の窓口

現地連絡調整者とし、次のとおりである。

区 分	統括連絡調整者	現 地 連 絡 調 整 者
県災害対策本部が置かれていない場合	危 機 管 理 部 長	北アルプス地域振興局長
県災害対策本部が置かれている場合	災 害 対 策 本 部 長	北アルプス地方部長
県現地本部が置かれている場合	災 害 対 策 本 部 長	現 地 本 部 長

第5 経費の負担

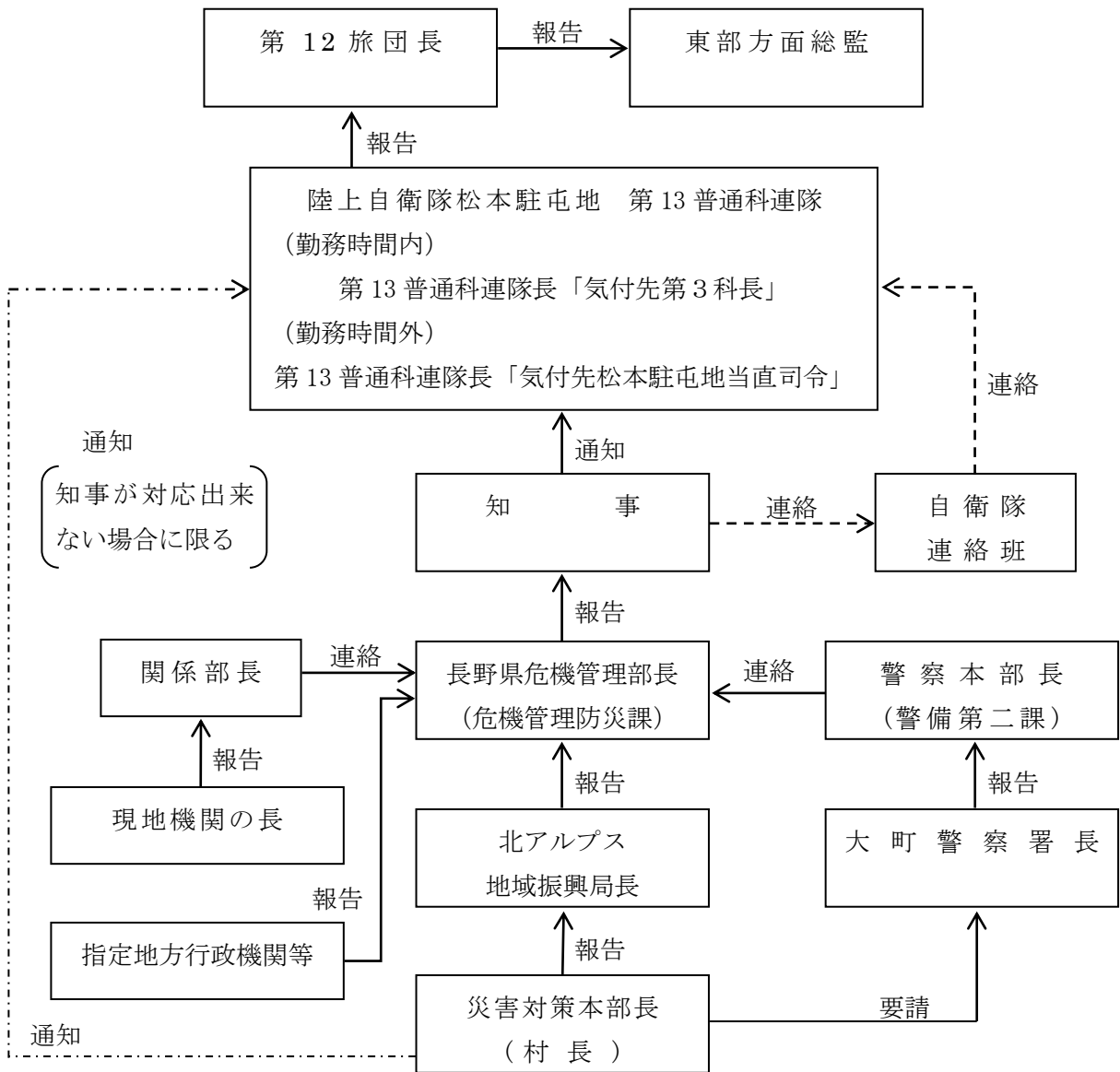
1 費用の範囲

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材等（自衛隊の装備に関わるものは除く。）の購入費及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地又は建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害の補償（自衛隊の装備に関わるものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

2 負担方法

原則として本村が負担する。

自衛隊派遣要請の系統図



第5節 救助・救急・医療活動

実施担当班：(救助・救急) { 部長付消防長
消防部
(医療) 救護部医療班

災害のため生命・身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護するとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

また、災害により医療機関の機能が停止し、著しく不足し、又は混乱したため、村民が医療の途を失うような状況になった場合の応急的な医療、助産及び救護を実施する。

<主な活動>

- 1 的確な災害情報の収集により効率的な救出・救助・救急活動を行う。
- 2 救護活動の拠点を保健福祉ふれあいセンターに設置する。
- 3 大北災害医療対策本部と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）を編成し、救護活動を行う。
- 4 J A長野厚生連北アルプス医療センターあづみ病院白馬診療所は、災害時の拠点医療機関として全機能をあげて医療活動を行う。
- 5 惨事ストレス対策を行う。

第1 救出・救助・救急活動

1 対象者

捜索又は救出・救助の対象者は、災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者であって、概ね次に該当する者とする。

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 地すべり、山崩れ、なだれ等により、生き埋めになった者
- (3) 流失家屋及び孤立したところに取り残された者
- (4) 倒壊家屋の中に取り残され、又は下敷きになった者
- (5) ガス、放射性物質の大量放出等により、身体・生命が危険にさらされている者
- (6) 列車、自動車等の大事故によって、身体・生命が危険にさらされている者
- (7) その他救出・救助を必要とする者

2 実施責任者

- (1) 総務部長及び消防長は、災害の状況報告から現有の消防力では十分な救出・救助活動が実施できないと判断したときは、本章第4節「広域相互応援活動」、前節「自衛隊災害派遣活動」に基づき応援の要請をする。
- (2) 総務部長は、災害の状況を把握し、消防団長、大町警察署長等と緊密な連絡をとり、救出・救助のための消防隊の運用を、その緊密性・特殊性を考慮して総合調整を図る。
- (3) 総務部長は、応援要請によって派遣された応援部隊が、迅速かつ確かな活動ができ

るよう部隊間の総合調整を図る。

- (4) 総務部長は消防隊と医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送について医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

3 救出・救助の方法

(1) 負傷者の救護

救出・救護された負傷者は、救急隊が応急処置し、負傷者の症状に適した救急病院等へ搬送する。

(2) 部隊の活動

救出・救助活動を完了した部隊は、各隊の指揮者の命により、速やかに別の災害現場に移動する。

(3) 消防団員の活動

消防団員は、災害現場において、救出・救助活動を行うほか、消防職員の活動を支援する。

(4) 住民及び自主防災組織の活動

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに救急隊等に協力する。

4 救出・救助の期間

原則として、災害発生の日から3日以内とする。

5 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 借上費

- (ア) 船艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費
- (イ) 直接捜索及び救出作業に使用したものに限る。

イ 修繕費

救出のために使用した機械、器具の修繕費

ウ 燃料費

- (ア) 機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代
- (イ) 捜索や救出・救助作業を行う場合の照明の灯油代
- (ウ) 救出・救助した者を蘇生させるための採援用の燃料費

エ その他

救出・救助のための作業員賃金及び輸送費は、経理上救出・救助費から分離し、「輸送費」及び「作業員賃金」として一括計上する。

(2) 負担方法

救出・救助を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費を県が負担し、その他の場合は本村が負担する。

6 整備書類

消防部警防班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払簿（災害救助法様式6）
- (2) 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式15）
- (3) 支払関係証拠書類

第2 医療・助産活動

1 医療の救護

(1) 対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者で応急に医療を施す必要がある者とする。

(2) 実施責任者

救護部長は、保健福祉ふれあいセンターに救護活動の拠点と設けるとともに、大北医師会等に協力を求め、医療班を編成し救護活動を実施する。また、災害の状況により、避難所等又はその付近の安全な場所に救護所を設置し、管理運営にあたる。

避難所での救護所の開設は、教育部幼児・避難所班長と連携して行い、避難所が学校施設の場合は、原則として保健室を利用する。

なお、災害救助法が適用された場合は、県が実施することになるが、この場合も県知事の委任に基づき協力する。

(3) 救護の方法

ア 医療班の編成

医療班は、医師1名、看護師4名、事務員1名を基準として編成する。

イ 医療班の派遣

被災地近くに設定された救護所に医療班を派遣し、救護活動を行う。

ウ 医療班の活動内容

- (ア) 負傷の程度の判定（救急病院等への搬送の必要性の判断を含む。）
- (イ) 負傷者の搬送の順位及び搬送先の決定
- (ウ) 救急処置の実施
- (エ) 死体の検案
- (オ) その他必要な事項

エ 携行する資器材及び医薬品

医療班の携行する資器材及び薬品

	品 名		
医療器具	聴診器	反射槌（ハンマー）	体温計
	駆血帯（ターニケット）	雑鋏（クーパー）	ピンセット（鉗子、鉗子立）
	血圧計	バッグマスク（人工呼吸器）	電灯
	注射器		
ほう帯材料	弾力ほう帯	ガーゼ	脱脂綿
	三角布	シーネ（副木）	紙絆創膏
	バンドエイド	切綿花	万能ピン（大）
	アンプルカット		
薬 消毒	ヒビテン原液	イソジン液	70%アルコール
	オキシドール	逆性石けん	眼科用硼酸水
軟膏類	硼酸軟膏	ドミアンソルベース	アクロマイシン眼軟膏
	ボルタレン坐薬		
内服薬	セデス 0.5	バファリン	セルシン 2 mg
	ダンリッチカプセル	PL 顆粒 1.0 g	マーゲン錠 1.0 g
	タンナルビン 1.0 g		
注射液	ソフコーデフ	ボスミン	ネオフィリンM
	テラプチク	エホチール	生理食塩水 20cc
	破傷風トキソイド		
品 携行	救急箱	ハンドマイク	

(4) 医療救護の期間

原則として災害発生から 14 日以内とする。

(5) 経費の負担

ア 費用の範囲

- (ア) 診察料
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給費
- (ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術料
- (エ) 病院又は診療所への収容経費
- (オ) 看護料

イ 費用の限度

(ア) 医療班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費

(イ) 一般の病院又は診療所による場合

a 国民健康保険の診療報酬の額以内

b 診療報酬点数は、当該医療機関が採用しているものとする。

(ウ) 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

(エ) 日当（1人1日当たり）

a 医師 「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

b 薬剤師 「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

c 保健師及び看護師 「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

ウ 負担方法

医療の救護を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は本村が負担する。

(6) 整備書類

救護部医療班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

イ 医療班活動状況（災害救助法様式12）

ウ 病院診療所医療実施状況（災害救助法様式13）

エ 支払関係証拠書類

2 助産の救護

(1) 対象者

助産救護の対象者は、災害発生の日前後7日以内の分娩者で、災害により、助産の途を失った者とする。

(2) 実施責任者

医療の救護の項に準じて実施する。

(3) 救護方法

ア 医療班の編成

医療班は、医師又は助産師1名、看護師2名、事務員1名を基準として編成する。

イ 医療班の派遣

医療の救護の項に準じて実施する。

ウ 医療班の活動内容

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前後の処置

(ウ) 衛生材料の支給

エ 携行する資材及び薬品

医療の救護の項に準じるものとする。

オ 助産救護の期間

原則として分娩した日から7日以内とする。

(4) 経費の負担

ア 費用の範囲

(ア) 分娩の介助に要する経費

陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助

(イ) 分娩前、分娩後の処置に要する経費

出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料費

ネル・サラシ・油紙・アマニ油・リゾール・シッカロール等

イ 費用の限度

(ア) 医療班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費
(医療班の場合を除く。)、薬剤の実費

(イ) 助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額とする。

ウ 負担方法

助産の救護を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は、本村が負担する。

(5) 整備書類

救護部医療班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助の種目別物資受払状況(災害救助法様式6)

イ 助産台帳(災害救助法様式14)

ウ 支払関係証拠書類

3 重症患者の搬送

(1) 救護部長は、医療又は助産の救護を行った者のうち、収容する必要がある者を救急病院等へ搬送する時は、消防長に依頼する。

(2) 消防長は、原則として救急車両等により患者の搬送を行う。

(3) 消防長は、車両による搬送が困難と認めるときは、ヘリコプターによる輸送を検討し実施する。

4 医薬品等の調達・供給

(1) 救護部医療班は、本計画に係る医薬品等の調達をし、消防部警防班等に供給する。

(2) 発災直後の緊急を要する医薬品等の調達は、前章第5節「救助・救急・医療計画」に基づく、備蓄薬品により対応する。

5 惨事ストレス対策

救助・救援活動にあたる職員等の惨事ストレスへの理解とその対応に努める。

(1) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3 JA長野厚生連北アルプス医療センターあづみ病院白馬診療所の対応

JA長野厚生連北アルプス医療センターあづみ病院白馬診療所は、村内の基幹病院として、また災害時の村の拠点医療機関として、あらかじめ定めた防災計画に基づき、災害時の医療活動に積極的に対応する。

第6節 消防・水防活動

実施担当班： { 本部長付消防長
消防部

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

<主な活動>

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第1 消防活動

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

1 消火活動関係

(1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(2) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(3) 応援要請等

村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を行う。

2 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

3 住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策

(1) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(2) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

第2 水防活動

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

1 監視・警戒活動

水防管理者（村長）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置をとる。

2 通報・連絡

水防管理者（村長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。

3 水防活動の実施

水防管理者（村長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による

被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

4 応援による水防活動の実施

水防管理者（村長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を行う。

第7節 要配慮者に対する応急活動

実施担当班：救護部救護班

災害発生時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県、医療機関及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

<主な活動>

- 1 地域住民、自主防災組織等の協力のもと、要配慮者の被災状況把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第1 避難収容活動

1 災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、Lアラート、コミュニティ放送、テレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

また、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

3 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所の設置に努める。

救護部救護班長は福祉避難所として、次の施設を確保する。

(ア) 白馬村ディサービスセンター「岳の湯」

また、災害の状況により福祉避難所として、次の施設を確保するよう努める。

(イ) 特別養護老人ホーム白嶺（但し、土砂災害警戒区域内）

(ウ) 介護老人保健施設白馬メディア（但し、土砂災害警戒区域内）

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(2) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(3) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

(4) 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じて災害多言語センターの設置を行う。

(5) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

4 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供するものとする。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

5 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高

い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

第2 広域相互応援体制等の確立

村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

1 応援体制の整備

(1) 応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整

職員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉士、生活指導員、手話通訳者等

車両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等

資機材 医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等

(2) 備蓄物資等の集積方法等の調整

2 受援体制の整備

(1) 応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整

(2) 応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等

風水害対策編 第9節に同じ

第8節 緊急輸送活動

実施担当班： { 総務部総務班
 総務部財政班

災害時における負傷者、応急対策用資機材及び要員などの輸送を迅速かつ円滑に実施するため、輸送用車両、輸送道路及びヘリポート等の確保を行う。

緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

＜主な活動＞

- 1 緊急輸送道路の確保のための交通規制、応急復旧を実施する。
- 2 緊急用ヘリポート、物資輸送拠点を確認する。
- 3 効率的な輸送体制を確立する。
- 4 原則として輸送対象は、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3階の動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

第1 実施責任者

総務部総務班長は、各班長と緊密な連携をとり、交通情報の収集、輸送車両及び物資輸送拠点等の確保など、輸送に関する総合的な体制を確保し、円滑な輸送活動を実施する。

第2 輸送方法

1 自動車による輸送

(1) 輸送車両の調達

総務部総務班長は、効率的な輸送体制を確保するために、村有車両の活用を最大限に図るとともに、必要に応じて次の順序で借上げて、輸送車両の確保に努める。

- ア 官公署及び公共団体の車両等
- イ 民間輸送業者の車両等
- ウ その他自家用車両等
- エ 自衛隊の車両等

(2) 緊急輸送車両の確認手続

総務部総務班長は、災害対策基本法第76条に基づく交通規制が行われた場合には、大町警察署長に申し出て緊急輸送に必要な車両（村有の車両を除く。）の確認を受け、緊急輸送車両確認証明書及び同標章を収受する。

なお、発災直後の緊急時には総務部総務班長が、長野県公安委員会に緊急通行車両として事前届出車両を活用し、確認事務を円滑に受ける。(資料33参照)

(3) 燃料等の調達

総務部総務班長は、輸送車両用の燃料又は消耗機材の調達が困難な場合は、総務部財政班長と協力し、調達先の確保に努める。

2 鉄道による輸送

総務部総務班長は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めるときは、東日本旅客鉄道㈱等に協力を要請し、輸送を実施する。

3 航空機・ヘリコプターによる輸送

総務部総務班長は、災害の状況によって空中輸送を必要とするときは、総務部長に対して、自衛隊による空中輸送について派遣要請の手続を行うよう求めると同時に総務部財政班長に、次項によるヘリポートの確保を要請する。

第3 物資輸送拠点、緊急用ヘリポートの確保

1 物資輸送拠点の確保

総務部総務班長は、緊急輸送計画に基づく物資輸送拠点を災害の状況、避難所としての利用状況等を考慮して、確保する。指定にあたっては、ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

輸送拠点の設置、運営にあたっては、物流事業者等の民間事業者との協定により、民間事業者の施設、物流に関するノウハウを活用することも検討する。

2 緊急用ヘリポートの確保

(1) ヘリポート確保の原則

ヘリポートとしての指定は、原則として前章第8節「緊急輸送計画」のとおりであるが、災害の状況によっては避難場所等になってしまう可能性もある。また、円滑な応急活動を実施するために指定された場所以外のヘリポートについて、次により積極的に対応する。

ア 小・中・高校及び村営のグラウンドで現に避難場所として利用していないところを指定する。

イ 宅地や工場等の敷地として造成され、未だ建物が建設されずヘリポートとして利用できる場所を借り上げ等により利用する。

ウ 民間会社が所有するグラウンドを借り上げ等により利用する。

エ 農地を借り上げ等により利用する。

(2) 拠点ヘリポートの確保

拠点ヘリポートは、次の4か所を確保する。なお、すでに避難所として使用されている場合は、使用されていない他の拠点ヘリポートを使用するとともに別に場所を確保する。

ア 松川ヘリポート

所在地 白馬村大字北城 9715-28 及び 9715-29 の一部
管理者 白馬村長及び北部消防署長
所有者 白馬村
施設規模 小型

イ 北部グラウンド

所在地 白馬村大字北城 12867-26
管理者 白馬村長
所有者 白馬村
施設規模 大型

ウ 南部グラウンド

所在地 白馬村大字神城 5684-1
管理者 白馬村長
占有者 白馬村
施設規模 大型

エ 白馬村立白馬北小学校

所在地 白馬村大字北城 7078
管理者 白馬北小学校長
所有者 白馬村
施設規模 大型

3 ヘリポートの開設

総務部財政班長は、次の要領によりヘリポートの開設を行う。

(1) 地馴らし

板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように処置するとともに、必要に応じて、周辺の雑草、雑木の除去、散水等を実施する。

(2) 発着点の標示

ヘリポートであることを標示するため、石灰等を用いて幅 30 cm程度の白線で直径 20 mの円を描き、中央にHの文字を記す。

(3) 風向の標示

地上風の状態をヘリコプターのパイロットに確認させるため、吹き流しを設置する。吹き流しは、布製で風速 25m/s 程度に耐えられる強度を有しているものとし、発着に支障のないよう発着点からなるべく離れた地点で、かつ施設、地形等による影響の少ない場所を選ぶ。

第4 緊急輸送道路の確保

1 交通規制の要請

総務部総務班長は、緊急輸送道路を確保するため、交通規制が必要と認めるときは、大町警察署長に交通規制を要請する。

2 措置命令等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等他の物件の移動、破損等の措置命令又は強制措置をとる。警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、上記の措置をとる。

3 応急復旧

総務部総務班長は、緊急輸送道路を確保するため、建設部土木班長と協力して、緊急度の高い道路から優先して応急復旧を行うよう、大町建設事務所等関係機関に要請する。

第5 輸送の範囲

1 被災者を避難させるための輸送

- (1) 避難命令に基づき避難する住民の輸送
- (2) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

2 医療及び助産のための輸送

- (1) 重症患者又は産婦を医療班の仮設する診療所、病院、産院等に入院させる場合の輸送
- (2) 医療班に関する人員の輸送

3 被災者救出のための輸送

- (1) 救出された被災者の輸送
- (2) 救出のために必要な人員、資材等の輸送

4 飲料水供給のための輸送

- (1) 飲料水そのものの輸送
- (2) 飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

5 救済用物資の輸送

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与のための輸送
- (2) たき出し用食料等の輸送
- (3) 学用品支給のための輸送
- (4) 医療班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送
- (5) その他被災者救援の目的のために直接使用される一切の物資の輸送

6 遺体の搜索のための輸送

遺体搜索のために必要な人員及び資材等の輸送

7 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

- (1) 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置並びに検案のための衛生班員等の人員の輸送
- (2) 遺体の処置のための衛生材料等の輸送
- (3) 遺体発見場所から一時安置所までの移送

- (4) 遺体の移動に伴う遺体そのものの輸送
- (5) 遺体を移送するための人員の輸送

8 その他応急対策活動を実施するための輸送

第6 輸送の期間

各応急対策活動の実施期間とする。ただし、実情に応じて延長する。

第7 経費の負担

1 費用の範囲

- (1) 運送費(運賃)
- (2) 借上料
- (3) 消耗器材費
- (4) 燃料費
- (5) 修繕費

2 負担方法

輸送を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費(ただし、第5「輸送の範囲」のうち1から7までに相当するもの)を県が負担し、その他の場合は、本村が負担する。

第8 整備書類

総務部財政班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況(災害救助法様式6)
- (2) 輸送記録簿(災害救助法様式22)
- (3) 支払関係証拠書類(村有車両に係るものを除く)

第9節 障害物の処理活動

実施担当班：建設部土木班

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

<主な活動>

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第1 道路・河川上の障害物

障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

1 実施責任者

建設部土木班長は、建設団体等の協力を得て、障害物の除去を実施する。

2 除去の方法

- (1) 道路上の障害物については、緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路等応急活動に支障となる道路の除去作業を優先的に行う。
- (2) 放置車両等の移動等
 - ア 村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
 - イ 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 河川上の障害物については、被害の拡大防止に重点を置き、二次災害の発生に注意して除去作業を行う。
- (4) 応援協力体制
 - ア 村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
 - イ 村での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

第2 住家等にある障害物

1 実施責任者

建設部土木班長は、総務部総務班長と相互に緊密な連絡をとり、対象箇所数を調査の上、除去計画を作成し、直接除去するか、又は一括して業者に請け負わせて除去する。

2 対象者

障害物除去の対象者は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に流入し、日常生活を営むのに支障をきたしている者で、次の条件に該当する者とする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。
- (3) 通常は、当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。
- (4) 自らの資力をもって障害物を除去できない者であること。

3 除去の方法

障害物の除去は、住家の原状回復を行うものではなく、あくまで応急的な除去に限り、地元住民等の協力を得て、現物給付をもって実施する。

(1) 対象戸数

原則として、半壊又は床上浸水世帯数の15%以内とする。

(2) 実施期間

災害発生の日から、10日以内に完了させる。

4 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 工事請負費

イ 直営の場合は、除去に必要な機械、器具（ロープ、スコップ等）等の借上費、輸送費及び作業員賃金

(2) 費用の限度

1世帯当たりの額は、「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

(3) 負担方法

災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は本村が負担する。

第3 障害物の集積場所、処分方法

障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

集積地の指定にあたっては、原則として現有施設、村有地を活用する。一時的に村有地を利用する場合は、避難場所、臨時ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。

1 土石、コンクリート、火山灰等

村有の空地等を利用し、一時的に集積する。

2 流木竹、木質の建築廃材等

村有の空地等を利用し、一時的に集積する。

第4 整備書類

建設部建設班長は住家等にある障害物の除去を行った場合は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 障害物除去の状況（災害救助法様式 21）
- (2) 地区別被害状況調
- (3) 障害物除去のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）
- (4) 支払関係証拠書類

第10節 避難収容及び情報提供活動

実施担当班： { 総務部総務班
教育部幼児・避難所班

地震時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるため、避難収容計画を作成しておくものとする。その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、避難指示（緊急）、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、要配慮者利用施設に十分配慮するものとする。

<主な活動>

- 1 避難勧告、避難指示（緊急）の適切な発令、必要に応じて警戒区域の設定を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 避難誘導にあたっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 3 村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 4 村及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 5 村及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 6 村、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第1 避難勧告、避難指示（緊急）

1 実施期間

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難勧告	村長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示（緊急）	村長	〃	〃
	水防管理者	水防法第23条	洪水
	知事又はその命を受けた機関	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
避難所の開設、収容	村長		

2 避難勧告、避難指示（緊急）の意味

(1) 避難勧告

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

(2) 避難指示（緊急）

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

3 避難指示（緊急）、避難勧告及び報告、通知等

(1) 避難指示（緊急）、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行う。

ア 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域

イ 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

ウ 避難路の通行が断たれる危険のある地域

エ 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

オ 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(2) 報告（災害対策基本法第60条等）

村長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、北アルプス地域振興局長を経由して知事に報告をする。

(3) 水防管理者の行う措置

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(4) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

ア 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

イ 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(5) 警察官の行う措置

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(6) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り（5）の措置をとる。

4 避難指示（緊急）、避難勧告の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危

険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

5 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の内容

避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

- (1) 発令者
- (2) 発令日時
- (3) 避難情報の種類
- (4) 対象地域及び対象者
- (5) 緊急避難場所
- (6) 避難の時期・時間
- (7) 避難すべき理由
- (8) 住民のとるべき行動や注意事項
- (9) 避難の経路または通行できない経路
- (10) 危険の度合い

6 住民への周知

- (1) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (2) 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

- (3) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。

- (4) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

- (5) 村及び県は、Ｌアラート、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

7 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

村及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、自主防災組織、民生・児童委員、行政区、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を

行う。

8 村有施設における避難活動

災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (1) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (2) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

第2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

1 実施者

- (1) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）
- (2) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (3) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (4) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (5) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

2 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (1) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (2) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (3) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

第3 避難誘導活動

1 村及び防災関係機関が実施する対策

(1) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(2) 誘導の方法

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、船艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(3) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

2 住民が実施する対策

(1) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(2) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(1) 同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

第4 避難所の開設・運営

村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

1 村が実施する対策

(1) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

(2) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(3) 避難所を開設したときは、村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(4) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。

ア 避難者

イ 住民

ウ 自主防災組織

エ 他の地方公共団体

オ ボランティア

(5) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(6) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(7) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

(8) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要

な措置をとるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(9) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(10) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(11) 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。

イ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(ア) 介護職員等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ

エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

オ 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

カ 避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

キ 教育委員会及び学校長は、県が実施する対策に準じて、村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行う。

ク 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

ケ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

コ ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

2 住民が実施する対策

避難所の管理運営については村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力すると

ともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

第5 広域的な避難を要する場合の活動

大規模災害が発生し、被災者が村外に避難する必要がある場合は、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

- (1) 被害が甚大で村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (2) 被災者が村外に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (4) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (5) 村外に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

第6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう村及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

1 村が実施する対策

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - イ 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供する。
 - ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
 - エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (5) 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

(6) 応急仮設住宅建設予定地

北部グラウンド 白馬村大字北城 12867-26 (管理者 白馬村長)

第7 被災者等への的確な情報伝達

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

1 村及び県が実施する対策

(1) 村及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 村及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 村及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(4) 村及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、村及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

2 関係機関が実施する対策

(1) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(2) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第11節 孤立地域対策活動

実施担当班：消防部警防班

災害により孤立地区が発生した場合は、他の災害応急活動と調整を図りながら、その対応に万全を期す。

<主な活動>

- 1 孤立地域の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第1 孤立実態の把握

交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間等の住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

孤立予想地域に対し、NTT回線、衛星携帯電話、防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

第2 通信手段の確保

職員の派遣、衛星携帯電話、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

第3 救出・救助対策

ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報する。ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。

負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

第4 食料品等の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

第5 道路の応急復旧

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第12節 食料品等の調達供給活動

実施担当班：救助・衛生部庶務調査班

災害時に住家の被害等で炊飯できない被災者、避難収容者及び応急対策要員等に対する食品の給与とこれに必要な食料品等の調達を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

主な活動

- 1 備蓄食料、炊き出しにより食品の給与を行う。
- 2 県、販売業者等の協力を得て、食料品等の調達を行う。
- 3 災害の状況により、民間の給食業者からの調達を検討し、実施する。
- 4 村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。

第1 対象者

食品の給与対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- (3) 旅行者又は一時滞在者等
- (4) 災害地における救助作業及び応急復旧作業に従事する者で給食を必要とする者

第2 実施責任者

救助・衛生部庶務調査班長は、教育部庶務学校班長等の協力を得て、給食を必要とする者の人員を確認し、食料及び燃料等の調達・供給を実施する。

第3 食料品等の調達

- 1 避難所に備蓄してある非常用食料を被災者に供給する。なお、備蓄場所が被災した場合は、他の備蓄場所の食料を融通しあう等住民の協力を求める。村の非常用食料が不足する時は県及び長野県市町村災害時応援協定市町村に応急食料の要請を行う。県は自らの備蓄食料を供給し状況に応じて商工業者、生協連、農協等協定締結先に依頼し食料を調達し供給する。

2 主食の調達

主食は、原則として米穀とする。

村長は、応急食料の要請及び必要数量の報告を、北アルプス地域振興局を通じて県知事に対して行う。ただし、災害の状況等により緊急やむを得ない場合は、関東農政局長野県拠点に対して、食料引渡し要請を文書で行う。このとき、関東農政局長野県拠点に連絡がとれない場合は、保管業者に対して行うことができる。

3 副食品等の調達

副食品及び調味料等は、販売業者等から購入する。

4 炊き出し用燃料の調達

炊き出し用燃料については、主食と同様、村長が県知事に必要量を申請し、県知事が指定するプロパンガス卸売業者及び小売販売店から調達する。

第4 食料品等の供給

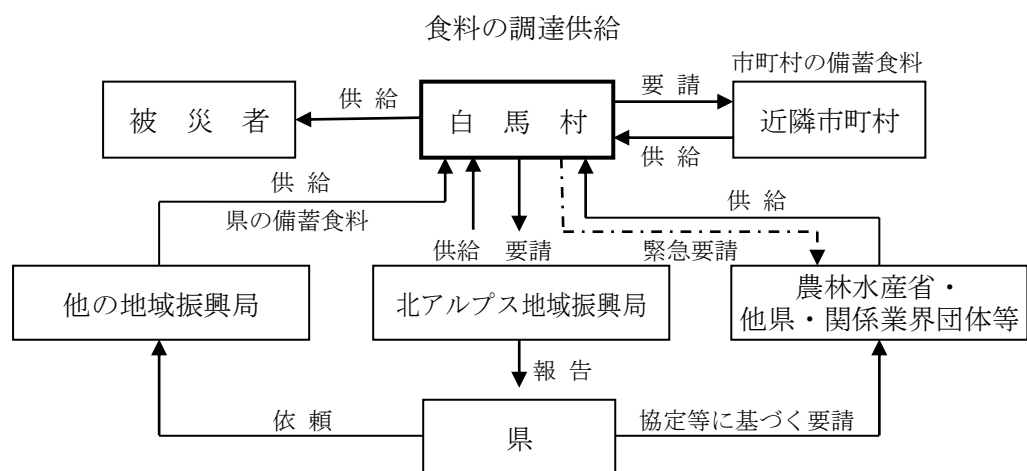
1 供給の方法

食品の給与は、白馬村赤十字奉仕団等のボランティア団体の協力を求め、災害の状況を考慮して、次の方法によって総合的に実施する。なお、要配慮者への供給について配慮する。

- (1) 教育部庶務学校班長と連携して、学校給食センターを活用し供給する。
- (2) 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、白馬村赤十字奉仕団等のボランティア団体の協力を得て、炊き出しを実施する。
- (3) 災害の状況により、食品の給与の期間が長期に及ぶと見込まれるときは、基準を明示して民間の給食業者等より必要量を調達する。

2 応急用米穀の供給基準

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g
2 被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300g



----- は農林水産省に対する緊急要請

第5 経費の負担

1 費用の範囲

- (1) 主食費
- (2) 副食費
- (3) 燃料費
- (4) 雑費（器物の使用謝金 又は借上料、消耗器材費等）

2 費用の限度

1人1日当たりの額は、「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

3 負担方法

炊き出し、その他による食品の給与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担（第1の4に掲げる者にかかる費用は除く。）し、その他の場合は、本村が負担する。

第6 整備書類

救助・衛生部庶務調査班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況
- (2) 炊き出し給与状況
- (3) 支払証拠書類

第13節 飲料水の調達供給活動

実施担当班：給水・下水道部給水・下水道班

被災地域の住民に、必要最小限の飲料水を確保するため、飲料水の調達及び給水を実施する。

<主な活動>

- 1 安全な飲料水の調達を行う。
- 2 円滑な応急給水により飲料水の供給に努める。
- 3 速やかな水道施設の応急復旧による給水機能の回復に努める。

第1 実施機関及び実施責任者

応急飲料水の供給は、村長が実施する。
村の実施責任者は給水・下水道部長があたる。

第2 飲料水の調達

飲料水は水道水又は上水道水源から確保する。
道路等の状況により浄水が搬水できない場合は、貯水槽及び井戸水等を「ろ水」し、又は煮沸し、あるいは化学処理を加えて飲料水を確保する。

第3 飲料水の供給

1 供給対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者。

2 供給基準

1人1日30以上を基準として供給する。

3 供給方法

水道水又は上水道水源から給水車を用いて搬水する。

村において飲料水の供給が困難なときは、近隣市町村、県及び自衛隊の応援を求め村民に供給する。

4 給水期間

災害発生の日から7日以内。ただし必要に応じて延長する。

5 給水活動の原則

- (1) 災害の状況により必要十分な給水活動を実施し得ない場合は、指定避難所（指定緊急避難場所）、救急医療機関、給食施設等に対する重点的な給水を行う。
- (2) 給水に必要な車両、資器材の確保に努める。
- (3) 給水する飲料水の水質保全を図る。

6 広報活動

総務部総務班長の協力を得て、断水状況、給水方法等について広報活動を行う。

7 村民への協力要請

給水活動の実施に当たっては、井戸水の利用、飲料水の配給、広報補助等について、全面的な協力を要請する。

第4 水道施設の応急復旧措置

- (1) 水道施設が被災した場合、応急復旧には給水・下水道部工作班、水道指定工事店及び資材供給業者の協力を求め復旧を行う。
- (2) 救急医療機関、避難所等、防災上重要な施設からの復旧を要請する。
- (3) 消火栓を利用した給水設備を状況に応じて設置する。

第5 経費の負担

1 費用の範囲

- (1) ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費および燃料費

ア 機械

運搬する車・ポンプ車

イ 器具

バケツ、ビン、給水袋等

ウ 燃料費とは、ろ水器、自動車等のガソリン代であり採暖料ではない。

- (2) 浄水用薬品および資材費

ア り災者が直接飲用する水を浄水するものに限られ、一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない(防疫対策費として支出すべきものである。)

イ 浄水用のネル・布・ガーゼ等の経費

2 負担方法

飲料水の供給を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は、本村が負担する。

第6 整備書類

給水・下水道部給水・下水道班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況
- (2) 飲料水の供給簿
- (3) 支払関係証拠書類

第14節 生活必需品の調達供給活動

実施担当班：観光商工部対策班

被災者に対し被服、寝具等の生活必需品を円滑に調達し、給与又は貸与を行う。

災害発生後、被災者の生活の維持のため必要な燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女の違いのニーズに配慮するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

<主な活動>

- 1 県及び商工団体の協力を得て、必要な物資の調達を行う。
- 2 日赤奉仕団等ボランティアの協力を得て、迅速な配分を実施する。

第1 対象者

生活必需品の給与又は貸与の対象者は、災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受け、被服、寝具その他生活に必要な最小限度の家財を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

第2 実施責任者

観光商工部対策班長は、救助・衛生部庶務調査班長とともに被害状況に基づき生活必需品の調達配分計画を作成して、給与又は貸与を実施する。

第3 生活必需品の調達

1 調達方法

備蓄で対応できないものは、次により調達する。

- (1) 白馬村商工会等の商工団体の協力を得て、村内の業者等から購入する。
- (2) 災害の状況により、村単独で対応できないときは県又は災害時応援協定に基づき応援を要請する。

2 生活必需品の品目

生活必需品の品目は、次に掲げるもののうち、必要と認めたものとする。

- (1) 寝具
毛布、布団等
- (2) 外衣
作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌着

シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等

(4) 身の回り品

タオル、手拭、運動靴、サンダル、傘、携帯トイレ等

(5) 炊事道具

鍋、包丁、バケツ、カセットコンロ等

(6) 食器

はし、茶碗、皿、汁椀等

(7) 日用品

石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、生理用品、紙おむつ、洗濯バサミ、ハンガー等

(8) 光熱材料

マッチ、ロウソク、灯油、カートリッジボンベ 等

第4 生活必需品の給与又は貸与

1 配分

調達された生活必需品は、日赤奉仕団等ボランティアの協力を得て、迅速に配分する。
なお、要配慮者への配分について配慮する。

2 輸送対策

生活必需品の輸送は、原則として調達先の車両をあてるものとし、災害の状況により困難な場合は、本章第9節「緊急輸送活動」により対応する。

第5 経費の負担

生活必需品の給与又は貸与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用されたときは、限度内において県が負担し、その他の場合は本村が負担する。ただし、特別の事情があるときは、別途、県知事の事前承認（厚生労働大臣の承認）を得て、限度額の引上げを行うことができる。

費用の限度は、「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

第6 整備書類

観光商工部対策班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況
- (2) 物資の給与状況
- (3) 支払関係証拠書類

第15節 保健衛生、防疫活動

実施担当班：救護部医療班

被災者の健康を確保するため健康相談等の実施、被災地の衛生条件悪化による感染症予防のための防疫活動を行う。

<主な活動>

- 1 避難所等に保健師を派遣し、被災者の健康相談等を実施する。
- 2 被災地及び避難所等の消毒を実施し、感染症の発生を防止する。
- 3 被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。

第1 保健衛生活動

救護部医療班長は、医療班のほかに保健師を被災地又は避難所に派遣し、被災者の心身の健康を確保するため、健康相談等を実施する。また、必要に応じて検病調査班を組織し感染症の予防に努める。

災害発生直後より、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また被災地及び避難所等に保健師を派遣し、被災者の健康状態を十分把握し、健康管理のための保健活動を行う。必要に応じ被災者の心のケアのため精神科医師等の派遣を行う。

1 健康相談等の実施

幼児・避難所班との連携を図りながら、避難所等に保健師を派遣し被災者の健康状態、栄養状態と共に被災による精神的ショックやストレスに対しても十分に配慮し、健康相談を行う。

2 検病調査班の編成

感染症の発生が危惧されるとき、大町保健福祉事務所の協力を得て、検病調査班を必要に応じて編成する。

3 検病調査班の任務

検病調査班は、医療班と協力し、次の任務に当たる。

(1) 検病検査及び健康診断

ア 救助・衛生部衛生班長は、検病調査班の実働能力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮し、緊急度の高いものから検病検査を順次実施して、感染症の早期発見に努める。

イ 検病検査班は、必要に応じて健康診断を行う。

(2) 指定避難所、指定緊急避難場所における防疫指導

検病調査班は、指定避難所、指定緊急避難場所において防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理を図る。

(3) 臨時予防接種

検病調査班は、災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、予防接種対象期間を定めて、臨時予防接種を実施する。

(4) 感染症患者の救護及び隔離

検病調査班は、被災地域において感染症患者又は保菌者が発見されたときは、直ちに応急救護を施すとともに、隔離収容措置をとる。

(5) 感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動

検病調査班は、感染症患者の症状を周知し、感染症患者又は保菌者の発見の一助とするとともに、事後の措置、感染症予防のための衛生教育を実施する。

第2 感染症予防対策

(1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。

(2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図る。

(3) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

(4) 感染症の発生を未然に防止するため、大町保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

(5) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

(6) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

(7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、大町保健福祉事務所を経由して県へ報告する。

(8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、大町保健福祉事務所を経由して県に提出するも。

(9) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、大町保健福祉事務所を経由して県に提出する。

第16節 遺体の搜索及び処置等の活動

実施担当班：救助・衛生部衛生班

災害によって死亡したと推定される者及び死亡者の搜索は、大町警察署、消防団等の協力を得て実施し、収容後の遺体の処理、埋葬についても大北医師会等の協力を得て実施する。

<主な活動>

- 1 大町警察署、大北医師会等関係機関の協力を得て、遺体の搜索及び処置等を実施する。
- 2 災害の状況により、多数の死者が生ずると見込まれるときは、自衛隊の派遣等広域的な応援を要請する。

第1 遺体の搜索

1 対象者

搜索の対象者は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

2 実施責任者と搜索の方法

総務部総務班長は、大町警察署及び消防団の協力を得て、人員、機械器具を確保し搜索を実施する。

災害の状況によっては、自衛隊、地元住民等の協力を得る。

遺体を発見した場合は、直ちに大町警察署に連絡する。

3 搜索の期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。

4 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 借上費

船艇、その他の搜索に必要な機械、器具の借上費（直接搜索に使用したものに限る。）

イ 修繕費

搜索のために使用した機械、器具の修理費

ウ 燃料費

機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等

エ その他

遺体搜索のための作業員賃金及び輸送費は、経理上搜索費から分離し「輸送費」「作業員賃金」に一括計上すること。

(2) 負担方法

遺体の捜索を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費を県が負担し、その他の場合は本村が負担する。

5 整備書類

総務部総務班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況
- (2) 被災者救出状況記録簿
- (3) 支払関係証拠書類

第2 遺体の処理

1 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に実施する。

2 実施責任者

救助・衛生部衛生班長は、大町警察署と連携をとり遺体の処理を実施する。

3 遺体の処理方法

遺体の処理は、大町警察署と連携をとり実施するものとし、必要に応じて葬祭業者の雇用又は地元住民の協力を得て行う。

(1) 処理内容

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

(2) 処理方法

- ア 大町警察署から遺体の引渡しのお知らせを受けたときは、直ちに職員を派遣し遺体の引渡しを受ける。
- イ 引渡しを受けた遺体は、直ちに遺体安置所に運搬し、衛生班による洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、必要に応じて検案を行う。
- ウ 遺品等のある場合は、整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲示する。
- エ 身元が判明し、引取人があるときは、これを引き渡す。
- オ 引取人がない者については、一定期間経過したのち(本部長の判断による。)、火葬処理する。

4 遺体の処理期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。

5 経費の負担

(1) 費用の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用
- イ 遺体の一時保存のための費用(原則的には、輸送費及び作業員賃金を含む。)
- ウ 衛生班によらない場合の検案料

(2) 費用の限度

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

1体当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

イ 遺体の一時保存

(ア) 遺体安置所に既存建物を利用する場合

借上げに要する通常の実費

(イ) 遺体安置所を野外仮設する場合

1体当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

ウ 衛生班によらない場合の検案料

当該地域の慣行料金の額以内

(3) 負担方法

遺体の処理を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は本村が負担する。

6 整備書類

救助・衛生部衛生班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

(1) 遺体処理台帳

(2) 支払関係証拠書類

第3 遺体の埋葬

1 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に応急的な措置として埋葬を行う。

2 実施責任者

救助・衛生部衛生班長が実施する。

3 遺体の埋葬方法

遺体の埋葬は、埋葬台帳に記入し、原則として火葬に付すものとする。

4 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 埋葬の際使用する棺、骨つぼ等（応急仮葬であり、一般の葬祭とは異なるので、供花・供物等は認められない。）

イ 仮葬料・埋葬料及びこれに伴う輸送費及び作業員賃金

(2) 費用の限度

ア 大人（満12歳以上）

1体当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

イ 小人（満12歳未満）

1体当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

(3) 負担方法

遺体の埋葬を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は本村が負担する。

5 整備書類

救助・衛生部衛生班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

- (1) 埋葬台帳
- (2) 支払関係証拠書類

第4 大規模な災害の場合の留意点

大規模な災害の場合において、処理すべき遺体の数を速やかに把握し、長野県市町村災害時相互応援協定による応援を要請するかを判断する。

応援を要請する場合の留意点はつぎのとおり。

- (1) 棺、ドライアイス等資器材の確保
- (2) 避難場所との競合を考慮した遺体安置所の確保
- (3) 火葬場の確保

第17節 廃棄物の処理活動

実施担当班：救助・衛生部衛生班

災害発生後のごみ、し尿等の廃棄物の円滑な収集・処理を実施し、環境の保全、防疫面での衛生の確保等を図る。

<主な活動>

- 1 清掃施設の被害状況を迅速に把握し、廃棄物の適正な収集・処理活動を行う。
- 2 清掃施設が被災し、あるいは施設の処理能力を超える廃棄物が排出された場合は、広域応援を要請する。

第1 実施責任者

救助・衛生部衛生班長は各清掃施設の管理者、行政区の衛生組合長等の協力を得て、適正な廃棄物の収集・処理を行う。

第2 廃棄物処理対策

1 ごみ処理対策

救助・衛生部衛生班長は行政区の衛生組合長等の協力を得て、収集車の通行の便のよい場所を選定し集積を行い、ごみを収集・処理する。

なお、生ごみ等の腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

(1) 収集方法

- ア 民間委託業者の車両により収集する。
- イ 平常時の分別収集に努める。

(2) 処分方法

被災地から収集したごみは、原則として既存の施設で処分する。

粗大ごみ、不燃性ごみ等埋立てごみが多量に排出され、既存の施設で処分できない場合は、第4「がれきの処理」に準ずる。

廃棄物処理施設

処 理 場 名	所 在 地	管 理 者	処 理 能 力
白馬山麓清掃センター	北城 9305-1	白馬山麓環境施設組合 管理者	30 t / 16 h

2 し尿処理対策

救助・衛生部衛生班長は、給水・下水道部給水・下水道班長等と密接な連携をとり、必要に応じて避難所等に仮設便所を設置するとともに、民間許可業者の車両により被災地等のし尿を収集・処理する。

なお、し尿等の腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

(1) 収集方法

ア 民間許可業者の車両により収集する。

イ 災害の状況により収集処理能力が及ばない場合は、便槽の5割汲み取り等の部分収集を実施する。

(2) 処分方法

収集したし尿は、原則としてクリーンコスモ姫川で処分する。

クリーンコスモ姫川で処分できない場合は、白馬村公共下水道施設あるいは農業集落排水施設の利用について、関係班長の協力を得て検討する。

(3) 仮設便所の設置

ア 救助・衛生部衛生班長は、給水・下水道部給水・下水道班長と連携し、必要に応じて避難所及び被災地に仮設便所を設置する。

イ 救助・衛生部衛生班長は、建設機械リース業者等から仮設便所を調達する。

ウ 洋式仮設トイレの設置等、要配慮者への対応に配慮する。

(4) 整備書類

救助・衛生部衛生班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。

ア 汲み取り実施状況報告

イ 支払関係証拠書類

3 国庫補助

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に北アルプス地域振興局へ報告する。

4 広域応援の要請

救助・衛生部衛生班長は清掃施設が被災し、あるいは施設の処理能力を超える廃棄物が排出された場合は、県あるいは近隣の市町村等に応援を要請する。

第3 死亡獣畜の処理

獣畜とは、牛、馬、豚、やぎ、羊をいい、これ以外の小動物が死亡した場合は、廃棄物として処理される。

災害により死亡した獣畜は、占有者が処理することを原則とする。

占有者が不明あるいは占有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理することができない場合は、救助・衛生部衛生班長が収集し処理する。このとき農業者の飼育する家畜の場合は、産業部農政班長も協力する。

1 収集方法

村有車両及び民間委託業者の車両により収集する。

2 処分方法

死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜

伝染病予防法に基づく家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、関係機関と協議の上定めた場所に埋立て処理する。

第4 がれきの処理

大量のがれきは、応急対策やその後の復旧事業を進める上で、支障となることは明らかであり、現有施設での処理は困難である。

このため、県等の協力を得ながら、その処理、処分方法を確立するように努めるとともに、当面は次により、円滑で適切な処理を行う。

- (1) 収集運搬については、業者に協力を求め実施するが、被災地における環境保全の緊急性を考慮し、臨時雇い、機材リース等の措置を取り廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (2) 仮置場、最終処分地の確保に努める。この場合、設置場所、周辺環境等に十分配慮する。
- (3) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 復旧・復興を考慮に入れ、計画的に行う。
- (5) 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理に留意する。

第18節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

実施担当班：総務部総務班

災害発生後の社会的混乱を鎮め、民心を安定し社会秩序の維持や物価の安定、必要物資の安定供給を図る。

<主な活動>

- 1 県との連携をとり、発災後の社会秩序の維持に努める。
- 2 県及び白馬村商工会等の関係団体の協力を得て、物価の安定、物資の安定供給を図る。

第1 社会秩序の維持

1 実施責任者

総務部総務班長は、行政区組織（白馬村防犯協会）、自主防災組織等の協力を得て、災害発生後の社会秩序の維持に努める。

2 実施方法

(1) 村民への呼びかけ

被災地域に各種混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、広報活動をとおして村民に呼びかけを実施する。

また、行政区組織や自主防災組織等を通じて正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずる。

(2) 情報収集

行政区組織（防犯指導員）、自主防災組織に協力を求め、情報の収集を行い、必要に応じて大町警察署等の関係機関に通報し取締りを依頼する。

- ア 災害に便乗した窃盗事犯発生に関する情報
- イ 災害に便乗した悪質商法事犯発生に関する情報
- ウ 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯発生に関する情報
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り
- オ 広報啓発活動の推進
- カ 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

第2 物資物価対策

1 実施責任者

総務部総務班長は、買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

2 実施方法

第3章 災害応急対策計画

第18節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

- (1) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

第19節 危険物施設等応急活動

実施担当班：本部長付消防長

災害発生時において、危険物施設等の被害は施設関係者及び周辺住民に重大な二次災害をもたらすおそれがある。このため施設の管理者等に対し速やかな施設の点検を行わせるとともに、施設に被害が及んでいる場合は、応急措置を実施し被害の防止を図る。

<主な活動>

県及び危険物安全協会等の関係団体と協力して、危険物施設等における二次災害の発生防止と被害の拡大防止を図る。

第1 危険物施設応急対策

1 緊急時の使用停止命令等

消防長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

2 実施責任者

消防長は、県及び危険物安全協会等の関係団体の協力を得て、危険物施設における二次災害の発生防止と被害の拡大防止を図る。

3 活動内容

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等

適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

第2 その他の危険物施設等の応急対策

1 火薬類製造施設等

(1) 実施責任者

消防長は、施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(2) 活動内容

ア 消防長は、火薬類製造施設等において火薬類の流出、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため流出・延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。

イ 消防長は、大町警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

2 高圧ガス製造施設等

(1) 実施責任者

消防長は、施設にガスの漏えいや火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(2) 活動内容

ア 消防長は、高圧ガス製造施設等においてガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

イ 消防長は、大町警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を

実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

3 毒物、劇物保管貯蔵施設

(1) 実施責任者

消防長は、施設に毒物等の流出、火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(2) 活動内容

ア 消防長は、毒物等保管貯蔵施設等において毒物等の流出、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため中和剤の散布、延焼防止の活動を迅速かつ的確に行う。

イ 消防長は、大町警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

ウ 飲料水あるいは地下水が汚染された場合は、給水・下水道部長と協力して村民に広報するとともに、飲料水の供給を行う。

4 放射性物質使用施設

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。

(1) 実施責任者

消防長は、施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(2) 活動内容

ア 消防長は、放射性物質使用施設において、火災が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。

イ 消防長は、大町警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

第20節 ライフライン施設応急活動

実施担当班：総務部総務班

都市生活を維持する上で不可欠な電気、ガス、水道等のライフライン施設は、災害による被害を受けやすい。これらの施設の安全性確保や被害を受けた場合の応急対策は、各事業体においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。村としては、各事業体に対し施設の早期復旧のための要請及び協力を行う。

<主な活動>

- 1 早期復旧のための被害状況等の情報の提供を行う。
- 2 防災上重要な施設からの優先復旧について要請する。

第1 緊急連絡先及び方法

各施設の緊急連絡先及び方法は、下表のとおりとする。

各施設の緊急連絡先及び方法

施設名	第1順位	第2順位
	緊急連絡先 連絡方法	緊急連絡先 連絡方法
電気施設	中部電力(株) 大町サービスステーション 0120-984-531	中部電力(株)長野支店 026-232-9060
	上下水道課 0261-72-5000(代)	同 左 同 左
電信電話施設	NTT 東日本 長野支店 026-225-4439	同 左 同 左
	J R 白馬 駅 0261-72-2014	J R 東日本/信濃大町 電力メンテナンスセンター 0261-22-1927

第2 広報への協力

各施設管理者等の要請により、施設の被害の状況や復旧状況等を、広報活動をとおしてできる限り協力する。

第21節 下水道施設応急活動

実施担当班：給水・下水道部給水・下水道班

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害発生時は、被害規模等の情報収集・連絡を行ったうえで、所要体制の整備をし、応急復旧作業を行う。

<主な活動>

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害箇所及び被害状況を把握する。
- 2 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、応急措置を講ずる。

第1 応急対策

1 管渠

- (1) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- (2) 工事施工中の箇所は、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

2 処理場

- (1) 停電により処理場及びポンプ場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によって処理場及びポンプ場の機能回復に努める。
- (2) 二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- (3) 処理場での下水処理機能が麻痺した場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

第2 関係団体との協力

下水道の建設、維持管理に携わる業者等の協力を得て、応急的な工事及び必要な資機材の調達に努める。

第22節 災害広報活動

実施担当班：総務部総務班

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

<主な活動>

- 1 村民への的確な情報の伝達を行う。
- 2 報道機関への円滑な情報提供を行い、応急活動への協力を要請する。
- 3 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第1 実施責任者

災害広報についての村における活動組織は、通常は広報資料の収集及び広報活動を担当する総務課長とする。なお災害対策本部設置時には、前章第4節「活動体制計画」により総務部長が各班との緊密な連絡のもとに担当する。

関係機関は、それぞれの分担事務又は業務についての広報活動を実施し、あるいは広報伝達を依頼することにより、必要な事項の周知徹底を図る。

第2 実施方法

1 広報すべき情報の整理および検討

総務部総務班長は、災害及び防災対策に係る情報等を整理し、広報手段別の広報内容を検討の上、広報する。

2 主な広報事項

(1) 気象予報、警報等を収受した場合の広報事項

- ア 気象予報、警報等の内容
- イ 予想される災害の種類と場所の種別又は地域
- ウ 事前避難の必要な地区、施設についての避難場所及び避難方向の指示
- エ 避難途上での注意事項
- オ 各種の情報の提供方法

(2) 災害発生後の広報事項

- ア 避難場所及び避難方向の指示
- イ 避難途上での注意事項、二次災害の防止に関する情報

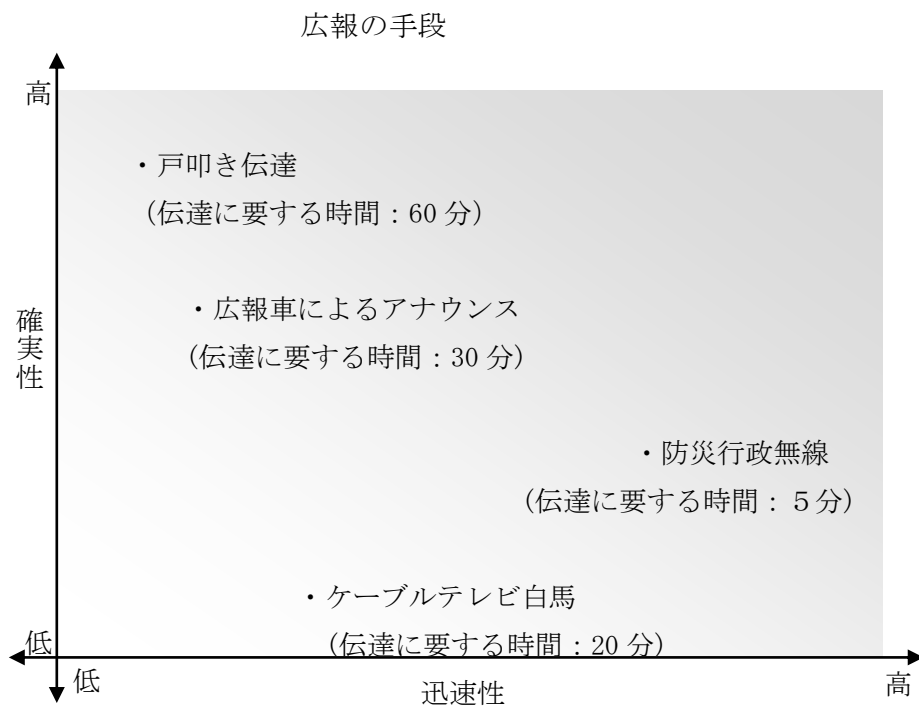
- ウ 災害の状況
- エ 降雨、河川水位に関する情報
- オ 水防対策活動の進捗状況
- カ 災害対策本部の設置
- キ 救護所の開設状況、医療機関等の生活関連情報
- ク 食料の供給、給水に関する情報
- ケ 水道、電気、ガス等のライフライン施設の復旧状況
- コ 交通情報
- サ 各種の情報の提供方法
- シ 安否情報
- ス その他必要と求められる情報

3 広報の手段

(1) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用や防災行政無線（同報無線、各行政区放送施設）による広報

災害の発生した区域の大小にかかわらず実施するものとし、あらかじめ用意した広報文例に従い、簡潔な広報に努める。

住民への情報伝達手段は、これまでの豪雨災害の事例から、迅速性・確実性の両面からみて防災行政無線（同報系、戸別受信機）が最も優位であることから、防災行政無線を主に、情報の種類や地域特性に応じて、また、伝達に要する時間も考慮しながら、下図の手段を組み合わせることで、確実性を高めることとする。



(2) 広報車による広報

災害が広域に及ばない場合の補助的手段として、特に災害の危険に切迫した地域に、確実に情報を伝えるため実施する。車両の確保については、総務部総務班長の協力を得て広報車を用いて実施するものとするが、やむを得ない場合には一般車両を用いてハンドマイクから広報を実施する。

(3) ラジオ、テレビ、多様なメディアを通じた広報

ラジオを通じた広報は、同報性・耐災害性に優れ、複雑な内容の情報伝達が期待できる。

一方、テレビを通じた広報は、耐災害性ではラジオに劣るものの、ラジオ以上に複雑な情報の伝達が期待される。したがって、これらの積極的な利用のため、県を通じて放送機関に要請する。加えて、インターネットなど多様なメディアを通じた情報発信を要請する。

4 避難者への広報

村の施設及び学校等の避難場所に収容されている避難者への広報においては、正確・詳細な内容を伝えるよう努める。

5 報道機関への発表

報道機関に対しては、原則として本部長が災害に関する情報等を定期的に記者会見により発表するとともに、村民ホールに災害対策本部情報掲示板を設け、広報に努める。

随時の対応のほか、定例記者会見の実施についても検討する。

6 要配慮者への対応

広報の実施にあたり要配慮者に対して十分配慮する。

高齢者、障がい者への情報の提供は、FAX・電話、ケーブルテレビ、パソコンネットワーク、メール等の活用等音声と掲示の組合せや、要約筆記ボランティアの派遣等の措置を講ずる。

また、外国籍住民の問い合わせにも対応できるように通訳ボランティアの活用等、外国語による広報活動にも努める。

第3 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害の場合は、災害記録の収集、保存に努める。この場合、必要に応じて、民間業者に委託することも考慮する。

第4 村民からの問い合わせ等に対する窓口の設置

(1) 必要に応じ、電話・FAX、相談職員等を配置し、災害専用の相談窓口の設置も検討する。

(2) 住民等からの問い合わせ内容から被災者のニーズを把握し、応急対策に活用する。

第23節 土砂災害等応急活動

実施担当班：建設部土木班

地震により土砂災害が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、県及び防災関係機関等と協力し危険地域の住民避難等の応急活動を実施するとともに、応急工事の実施を関係機関に要請する。

<主な活動>

- 1 県及び防災関係機関と連携し、住民の避難誘導等を行う。
- 2 被害拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、関係機関に対し応急工事の実施を要請する。

第1 大規模土砂災害対策

1 警戒避難情報の提供

警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。

2 TEC-FORCE の出動要請

必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

3 県等の助言

災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

第2 地すべり等応急活動

1 警戒避難情報の提供

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。

2 応急措置及び監視

地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

3 TEC-FORCE の出動要請

必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

4 県等の助言

災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

第3 土石流応急活動

1 避難勧告等

必要に応じて避難勧告等の措置をとるものとする。

2 TEC-FORCE の出動要請

必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

3 県等の助言

災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

第4 がけ崩れ応急対策

1 警戒避難情報等の提供

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。

2 雨水浸透防止

崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

3 TEC-FORCE の出動要請

必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

4 県等の助言

災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

第24節 建築物災害応急活動

実施担当班： { 建設部建設班
生涯学習部社会教育施設班長

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

<主な活動>

- 1 災害発生後、建築物内の利用者等の避難誘導を行う。
- 2 建築物の被害状況を速やかに把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第1 公共建築物応急対策

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

第2 一般建築物応急対策

住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第3 文化財の保護計画

文化財については、文化財保護法あるいは長野県文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。

生涯学習部社会教育施設班長は、災害が発生した場合の所有者等がとるべき対策について万全を期すよう指導する。

また、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況、応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

第25節 道路及び橋梁応急活動

実施担当班：建設部土木班

道路は避難路や緊急物資の輸送路として災害時の応急・復旧対策に重要な役割を果たすものであるから、災害が発生した場合は速やかに被害状況を把握し、必要に応じて交通規制等の措置を行うとともに、応急復旧工事を行う。

<主な活動>

- 1 道路、橋梁の被害状況を把握し、速やかな応急復旧工事を実施する。
- 2 必要に応じて迂回道路の選定、交通規制等の措置をとり、道路利用者に情報提供を行う。

第1 道路及び橋梁応急対策

建設部土木班長は村域内の道路及び橋梁の被害について速やかに把握し、県等それぞれの道路管理者と連携し、建設団体等の協力を得て迅速かつ効率的な応急対策を実施する。

- (1) 村域内の道路及び橋梁の被害について、速やかな県への報告を行う。
- (2) 道路利用者に対して、災害の状況、交通規制等の情報提供に努める。
- (3) 応急復旧の方法は、次のとおりとする。
 - ア 崩落土砂、瓦礫、倒壊物件等路上の障害物の除去を行う。
 - イ 迂回道路、代替橋を確保する。
 - ウ 道路の段差、亀裂は土砂、碎石等で路面の復旧を行う。
 - エ 路肩が欠壊した場合は、棚板等で応急復旧を行う。

第2 農道・林道及び橋梁の応急対策

産業部農林土木班長及び林務班長は、第1「道路及び橋梁応急対策」に準じた対策を講ずる。災害の状況により、農道・林道を迂回道路として利用するなど特殊な場合を除き、村道等の一般道路の復旧を優先する。

第3 関係団体との協力

- (1) 国、県の道路管理者及び土地改良区等の関係団体と連携し、情報の収集、交通情報等の提供に努める。
- (2) 建設団体等の協力を得て、迅速な復旧工事に努める。

第26節 河川施設等応急活動

実施担当班：建設部土木班

地震による被害を軽減するため水防活動を実施するとともに、県、防災関係機関等と協力して河川施設の応急復旧に努める。

<主な活動>

- 1 大町建設事務所等の関係機関の協力を得て、応急復旧を実施する。
- 2 適正な水門等管理を行い被害の拡大防止に努める。

第1 河川施設等応急対策

1 情報の収集

大町建設事務所等の関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、村民からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

2 避難誘導

災害の状況等を村民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民への避難勧告、避難指示（緊急）等の応急活動を実施する。

3 被害拡大の防止措置

- (1) 大町建設事務所等の関係機関と連携し、水防活動を実施する。
- (2) 土地改良区等の水門管理者に対して、適切な操作を指示する。
- (3) 国・県等の河川管理者に対し、応急復旧工事の実施を要請する。

第2 関係団体との協力

応急活動の実施にあたっては国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制をとり実施する。

第27節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

実施担当班：総務部総務班

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

<主な活動>

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川・砂防施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険地域や危険物施設等の緊急点検活動等を実施する。

第1 建築物に係る二次災害防止対策

被災した建築物や敷地について余震等による倒壊等の二次災害から県民を守るための措置をとる。

- (1) 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。
 - ア 危険度判定士の派遣要請
 - イ 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
 - ウ 村内の被災地域への派遣手段の確保
 - エ 危険度判定士との連絡手段の確保
- (2) 村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとるものとする。

第2 道路・橋梁等に係る二次災害防止対策

建設部土木班長は、道路・橋梁等の被害について迅速な情報収集に努め、二次災害を防止するため、大町建設事務所、大町警察署等の関係機関と連携を図り、交通規制、応急復旧を行う。

第3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物等は適正な管理がされないと、それ自体が大きな災害につながるものであるため、二次災害の発生及び拡大を防止するため、本章第20節「危険物施設等応急活動」を迅速かつ的確に実施する。主な活動内容は次のとおりとする。

- (1) 消防部長は、危険物施設等への立入検査を実施し、その調査指導を行い、安全管理体制の適正を図るため、施設の所有者等に対し、施設点検を実施させる。

- (2) 危険物施設等の所有者等は施設点検を実施し、破損、変形、漏えい箇所等を発見した場合は、施設に適合した応急処置を行い、二次災害の防止対策等を講ずる。
- (3) 災害対策本部長（村長）は二次災害の発生が予想される場合は、施設周辺の住民に周知するとともに消防団員等に警戒させ、状況に応じて避難の勧告・指示等を行う。

第4 河川施設に係る二次災害防止対策

建設部土木班長は大町建設事務所等の関係機関と協力し、必要に応じて排水対策等水防活動を実施するとともに、次による二次災害防止のため、危険箇所の把握に努める。

- (1) 河川、ダムの堤体への被害による二次災害の防止
- (2) 倒木の流失による二次災害の防止

第5 山間地等における二次災害防止対策

建設部土木班長は松本砂防事務所、大町建設事務所等の関係機関と協力し、次による二次災害の発生防止のため、危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて他の関係班長の協力を得て、避難誘導等の活動を実施する。

- (1) 急傾斜地等の亀裂、地盤の緩みによる土砂災害の防止
- (2) 溪流における土石流や火山噴出物の堆積による泥流の防止
- (3) 倒木の流失による二次災害の防止
- (4) 土砂災害の発生、拡大防止

ア 基本方針

大災害に伴う土砂災害の発生防止・軽減を図る。

イ 実施計画

発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うものとする。土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

第28節 ため池災害応急活動

実施担当班：産業部農林土木班

地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置をとり、ため池の安全を確保する。

<主な活動>

- 1 土地改良区や行政区等の協力を得て、応急対策を実施する。
- 2 必要がある場合は、下流域の住民に避難の勧告・指示を行う。

第1 情報の収集

土地改良区や行政区等の受益水利団体と協力して地震発生後の緊急点検を実施するなど積極的な情報収集を行う。

第2 避難誘導

災害の状況等を村民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民への避難勧告、避難指示（緊急）等の応急活動を実施する。

第3 被害拡大の防止措置

- (1) 土地改良区や行政区等の水門管理者に対して、緊急放流等の適切な操作を指示する。
- (2) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第29節 農林水産物災害応急活動

実施担当班：産業部農政班

被害の状況を把握し、県等の関係機関と連携を図りながら農作物等の被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物等の病害虫や家畜等の伝染病の発生等防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

<主な活動>

- 1 大北農業協同組合等関係団体の協力を得て、迅速な被害状況を調査する。
- 2 県及び農林漁業団体との連携を図り、技術指導等必要な応急措置を行う。

第1 農産物災害応急対策

1 農作物

北アルプス農業改良普及センター、大北農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、被害の状況に応じた技術指導、病害虫の発生防止対策を実施する。

2 畜産

- (1) 大北農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、被害の状況に応じた技術指導、疾病等の発生防止対策を実施する。
- (2) 死亡獣畜の処理は原則として所有者が行うが、所有者が対応できない場合は本章第17節「廃棄物の処理活動」による。この場合、産業部農政班長は救助・衛生部衛生班長に協力するものとする。

第2 林産物災害応急対策

産業部農政班長は倒木による二次災害の発生防止のための除去や、森林病害虫の発生防除等の応急対策を実施する。

- (1) 大北森林組合等の協力を得て被害状況を調査し、その結果を県に報告する。
- (2) 県、大北森林組合等の関係機関・団体と連携し、技術指導等の必要な措置をとる。

第3 水産物災害予防計画

産業部農政班長は観測機器が異常を感知した場合、又は養殖漁業に影響のある事故が発生したことを知ったときは、姫川上流漁業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、取水制限等の応急対策を実施するとともに、技術指導を行う。

第4 関係団体との協力

県の関係機関及び大北農業協同組合、大北森林組合等の関係団体と協力・連携し円滑な応急対策の実施を図る。

第30節 文教活動

実施担当班： { 教育部庶務学校班
教育部幼児・避難所班

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、学校（幼稚園を含む。以下この節において同じ。）、保育所において、児童生徒、園児（以下、この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、災害発生後の応急教育（保育）を速やかに行う。

<主な活動>

- 1 児童生徒等の安全を確保するための避難誘導等の応急対策を実施する。
- 2 迅速な被害状況の把握に努め、円滑な応急教育（保育）を実施する。
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助を実施する。

第1 児童生徒等に対する避難誘導等

1 臨時休校等

(1) 実施責任者

教育部庶務学校班長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休校、児童生徒等の早退等の措置を学校長に指示する。

(2) 学校長の措置

ア 臨時休校の指示を受けた場合

学校長は臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒、保護者、学校関係者に周知する。

イ 早退等の指示を受けた場合

(ア) 学校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により児童生徒、保護者、学校関係者に周知するとともに、児童生徒等を保護者に直接引き渡すか、教職員が引率して各地まで集団下校する等の措置をとる。

(イ) 災害の状況等により、児童生徒等を安全に帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

ウ 学校長の判断による場合

学校長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。この場合学校長は、速やかに教育部庶務学校班長に報告する。

2 避難誘導

(1) 実施責任者

教育部庶務学校班長は、児童生徒等が在校しているとき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で児童生徒等に被災の危険が切迫していると認めるときは、学校長に

児童生徒等の避難の指示を行う。

また、災害の状況によっては学校長に避難先の指示も行うものとする。

(2) 学校長の措置

ア 避難の指示を受けた場合

学校長は教職員に誘導させ、児童生徒等を校庭等安全な場所に避難させる。

イ 避難先の指示を受けた場合

学校長は地域住民等の協力を求め、教職員とともに避難誘導にあたり、児童生徒等を安全に避難させる。

ウ 学校長の判断による場合

学校長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童生徒等を安全な場所に避難させる。この場合学校長は、速やかに教育部庶務学校班長に報告する。

エ 避難終了後の措置

学校長は避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、児童生徒等を保護者に引き渡す。

第2 応急教育計画

1 被害状況の調査

教育部庶務学校班長は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。

2 施設の応急対策

(1) 校舎

軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い、教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の処置を講じて授業を行う。なお、被害が甚大で応急修理が不可能の場合は、応急修理が終わるまで公共施設等を利用するなどして、教育施設の確保を図る。

(2) 校庭

校庭の被害については、使用に危険がない程度の応急修理を行い、校舎等の復旧工事の完了を待って整備する。

(3) 備品等

災害により流失、破損等使用不能の机、椅子の補充については、授業に支障のないように確保する。

3 応急教育の実施

教育部庶務学校班長は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握した上で関係機関と協議し、応急教育の実施を学校長に指示する。

なお、応急教育の実施にあたり、児童生徒等の安全を確保するために必要な教育施設の応急復旧工事を実施する。

(1) 校舎の被害が軽微な場合

応急復旧措置を行い、授業を行う。

(2) 校舎の被害が甚大な場合

児童生徒等の安全を確保するために必要な応急復旧措置を行い、残存の安全な教室の使用又は屋内体育施設等の転用により、学級合併授業又は二部授業を行う。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能な場合

近隣の公民館、公会場、その他民間施設を借り上げて授業を行う。ただし、状況により学級合併授業又は二部授業を行う。

4 応急仮設教室の建設

教育部庶務学校班長は、学校施設の被害の状況により学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室の建設を実施する。

5 教職員の確保

教育部庶務学校班長は、教職員が不足すると判断するときは、教職員組織の編成替え及び民間の教員免許状等所有者を臨時雇用により補充する。

6 教職員住宅の処置

教育部庶務学校班長は、教職員住宅の被害状況を調査し必要な応急処置を行う。

第3 学用品の給与

1 対象者

学用品の給与対象者は災害のため、住家の全壊、全焼、半壊、半焼、流失又は床上浸水を被り、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある児童生徒とする。

2 実施責任者

教育部庶務学校班長は、学校長の協力を得て、小・中学校別及び学年別に配分計画を作成し、学用品の給与を実施する。

3 経費の負担

(1) 費用の範囲

費用の範囲は次のとおりとする。なお、文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目で特に必要のあるものについて変更して差し支えない。

ア 教科書（文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に限る。）

イ 教材

県又は村教育委員会に届出又は承認を受けて使用している準教科書及びワークブック（辞書・図鑑等は除外するのが適当である。）

ウ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

エ 通学用品（運動ぐつ、カバン、傘、長靴等）

(2) 費用の限度

ア 教科書及び教材については実費とする。

イ 文房具及び通学用品

（ア）小学生1人当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

(イ) 中学生1人当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

4 教科書及び学用品調達先

教科書及び学用品の取扱業者は、資料35・36のとおりとする。

5 整備書類

教育部庶務学校班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 学用品の給与状況(災害救助法様式16)
- (2) 支払関係証拠書類

第4 学校給食

教育部庶務学校班長は、災害発生後の学校給食の確保について、次により対応する。

- (1) 災害発生直後においては、学校給食を一時中止するとともに、給食施設及び給食物資納入業者等の被害状況を把握するように努める。
- (2) 軽微な被害のときは、給食施設、備品、食器等の洗浄消毒を行い、衛生管理を図るとともに、可能な限り業務を再開する。
- (3) 学校給食用物資(小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳)の補給に支障をきたしているときは、県教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- (4) 給食業務ができないときは非常食で対応するが、災害の状況によっては各家庭において弁当及び水筒等を用意する。
- (5) 災害に備えて、あらかじめ非常食等を備蓄する。
- (6) 災害の状況に応じて、給食センターが炊き出し場所ともなるので、救助・衛生部庶務調査班長と連携を図りながら可能な限り協力する。

第5 保育園における措置

保育園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

1 臨時休園等

- (1) 教育部幼児・避難所班長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を保育園長に指示する。
- (2) 保育園長は臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。
- (3) 保育園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を保護者に直接引き渡す。

2 避難誘導

- (1) 教育部幼児・避難所班長は、保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。
- (2) 保育園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全に指定避難場所へ避難させる。
- (3) 保育園長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で園児を安全な場所に避難させる。この場合保育園長は、速やかに教育部幼児・避難所班長に報告する。

(4) 保育園長は避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、園児を直接保護者に引き渡す。

3 被害状況調査及び復旧

(1) 教育部幼児・避難所班長は、施設の被害状況を把握したうえで安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

(2) 保育園長は、施設の被害状況を速やかに教育部幼児・避難所班長に報告する。

4 応急保育

教育部幼児・避難所班長は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。

第31節 ボランティア等の受入体制

実施担当班：総務部総務班

災害の規模等その状況によっては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

この場合、白馬村社会福祉協議会等の関係団体の協力・助言を得て、ボランティアによる体制づくりをおこない、その活動が円滑に行われるように努める。

<主な活動>

- 1 白馬村社会福祉協議会やボランティア団体等の協力・助言を得て、ボランティアによる活動体制を整備する。
- 2 ボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じて資機材等の提供など活動を支援するように努める。
- 3 災害対策本部にボランティアコーディネーターを配置し、参加ボランティア個々人の資質、特性により、的確な活動へのコーディネートに努める。

第1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

社会福祉協議会は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

- (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努めるものとする。
- (2) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。

第2 ボランティア活動拠点

- (1) ボランティアの活動拠点として白馬村保健福祉ふれあいセンターを、白馬村社会福祉協議会の協力を得て確保する。

ふれあいセンターの概要

所在地 白馬村大字北城 7025 番地

T E L 0261-72-5000(代表)内 3101

- (2) 災害の状況等により、ふれあいセンターを確保できない場合は、他の村有施設等可能な限り活動拠点の確保に努める。
- (3) ボランティア活動を支援するため、必要に応じて物資、資機材等の提供を行う。

第3 日本赤十字奉仕団等への協力要請

救護部医療班長は、白馬村社会福祉協議会等の協力を得て、白馬村日赤奉仕団、婦人会、

行政区組織等の民間団体に対し、奉仕協力を要請する。

1 奉仕協力の要請方法

救護部医療班長は、奉仕団体等の就業計画を作成して、奉仕団体の長に対して、次の事項を通知し要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事場所
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他必要事項

2 奉仕団等の活動内容

奉仕団等の活動内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 避難所等における炊き出し作業
- (2) 救援支給作業
- (3) 飲料水の供給作業
- (4) 清掃・防疫作業
- (5) 被害調査
- (6) その他奉仕作業

3 就労記録

奉仕団等の奉仕を受けた各班長は、次の事項について記録し、救護部医療班長に報告する。

各班長から報告を受けた救護部医療班長は、これを取りまとめ本部長(村長)に報告する。

- (1) 奉仕団体等の名称・人員及び氏名
- (2) 奉仕期間作業
- (3) その他必要事項

第4 NPO・NGO等との連携

- (1) 災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。
- (2) 国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。

第32節 労務供給計画

実施担当班：総務部総務班

災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域応援協定に基づく職員等の派遣やボランティア等の協力を得ても、必要な人員が確保できない場合は、この計画により労働者の確保を図る。

<主な活動>

- 1 災害応急対策活動のために必要な人員を雇用により確保する。
- 2 本部長（村長）等は、災害の状況が急迫している場合は、住民等を応急活動に従事させる。

第1 労働者の雇用

本部長（村長）は災害の状況により応急対策にあたる要員が不足するときは、総務部総務班長に指示し、労働者を雇用する。

1 実施方法

(1) あっせんの要請

総務部総務班長は、労働者の雇用に際し、大町公共職業安定所にあっせんの要請を行う。

(2) 労働者雇用の範囲

- ア 被災者の避難誘導に関する労務
- イ 医療及び助産における患者の移送に関する労務
- ウ 被災者の救出に関する労務
- エ 飲料水の供給に関する労務
- オ 救助物資の整理、輸送及び配分等に関する労務
- カ 行方不明者の捜索に関する労務
- キ 遺体の処理（洗浄、消毒及び移送）に関する労務

(3) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、本村域における通常の実費額とする。

2 整備書類

- (1) 労働者雇用台帳
- (2) 支払関係証拠書類

第2 強制従事命令

本部長（村長）は、災害応急対策活動の実施にあたり緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置に従事させることができ

る。

強制従事命令の種類と執行者

対 象 作 業	命 令 区 分	根 拠 法 律	執 行 者
災 害 応 急 対 策 事 業 (災 害 応 急 対 策 全 般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市 町 村 長
		〃 第65条第2項	警 察 官
		警察官職務執行法第4条	警 察 官
災 害 救 助 作 業 (災 害 救 助 法 に 基 づ く 救 助)	従事命令	災害救助法第24条	知 事
	協力命令	〃 第25条	
災 害 応 急 対 策 事 業 (災 害 救 助 を 除 く 応 急 措 置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知 事 市町村長(委任を受けた場合)
	協力命令 保管命令	〃 第71条第2項	
消 防 作 業	従事命令	消防法第29条第5項	消 防 吏 員 消 防 団 員
水 防 作 業	従事命令	水防法第17条	水 防 管 理 者 水 防 団 長 消 防 機 関 の 長

強制従事命令の区分別対象者

命 令 区 分 (作 業 対 象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官の従事命令(災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第33節 支援物資、義援金の受入体制

実施担当班： { 総務部総務班
総務部財政班

大規模な災害が発生した場合には、県、長野県町村会、報道関係機関、白馬村社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、支援物資や義援金（以下、「義援金品」という。）の募集、受入、配分等を迅速かつ確実に行う。

<主な活動>

- 1 県及び日本赤十字社県支部等の関係機関と連携して、義援金品の募集、受入れ等を行う。
- 2 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。
- 3 義援金品は、迅速かつ公正に被災者に配分する。

第1 義援金品の募集

- (1) 総務部総務班長は、被災者に対する義援金品の募集を必要とするときは、白馬村社会福祉協議会、報道関係機関等と連携して募集を行う。
 - ア 募集の方法、送り先、募集期間等の必要事項を定め、報道機関等を通じて募集する。
 - イ 支援物資については、受入れを希望する物資のリストを公表する。
 - ウ 被災地で必要とする物資の把握に努め、需給状況を考慮し、募集する支援物資のリストを逐次改定する。
- (2) 総務部総務班長は、受付簿を作成して受け入れる。

第2 義援金品の受入れ、保管

総務部総務班長及び総務部財政班長は、受け入れた義援金品を被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう、次により適正に管理する。

1 義援金

- (1) 義援金の受入れは、総務部財政班長が行う。
- (2) 総務部財政班長は、会計管理者名義の別口座を設け、義援金を被災者に配分されるまで適正に管理する。

2 支援物資

- (1) 支援物資の受入れは、総務部総務班長が行う。
- (2) 総務部総務班長は、物資輸送拠点に支援物資の集積所を設け、被災者に配分されるまで適正に管理する。
- (3) 災害の状況により、物資輸送拠点が使用できない場合は、輸送に便利な公共施設を選定し、集積所を設ける。

第3 義援金品の配分

総務部総務班長は、義援金品が被災者に対して迅速かつ公平に配分されるよう、県等の関係機関と協議の上、実施する。

支援物資の配分については、行政区組織、ボランティア等の協力を得て、円滑に実施する。なお、このとき要配慮者に十分配慮する。

第34節 災害救助法の適用

実施担当班：総務部総務班

本村に一定規模以上の災害が発生し、応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法（以下、「救助法」という。）を適用し、被災者の応急救助を実施する。

<主な活動>

- 1 救助法の適用判断のため、迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 救助法の適用が必要と判断された場合は、速やかに必要な手続きを行う。
- 3 県との連携を図りながら、それぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第1 被害状況の把握

総務部総務班長は、本章第2節「災害情報の収集・連絡活動」により、迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。

第2 救助法の適用

本部長(村長)は、村域内における災害が、救助法施行令に定める適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に救助法第23条に定める応急的な救助を必要としている場合は、直ちにその旨を県知事に報告し、救助法による救助の適用を申請する。

1 救助法の適用基準（救助法施行令第1条）

救助法の適用基準は、本村の場合、次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、滅失した世帯数（以下、「滅失世帯数」という。）が40世帯以上のとき。（1号該当）

ただし、滅失世帯数の算定は、次の方法により行う。

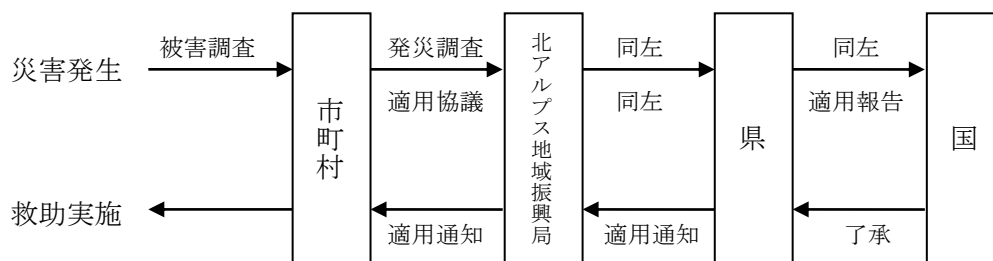
$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失世帯数}) + (\text{半壊、半焼世帯数} \times 1/2) + (\text{床上浸水世帯数} \times 1/3)$$

市 町 村 の 人 口		住 宅 滅 失 世 帯 数
5,000 人未満		30 世帯以上
5,000 人以上～	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 人以上～	300,000 人未満	100 世帯以上
300,000 "		150 "

- (2) 県内の滅失世帯数が 2,000 世帯以上で、かつ本村の滅失世帯数が 20 世帯以上のとき。(2号該当)
- (3) 県内の滅失世帯数が 9,000 世帯以上で、かつ本村の被害状況が特に救助を要する状態であるとき。(3号該当)
- (4) 災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。(3号該当)
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。(4号該当)

2 適用の手続き

本部長(村長)は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。



第3 救助の実施

救助法適用以降の救助は県が実施することになるが、県知事から救助の一部を委任された事項については本村が実施し、その他の事項についても県知事を補助するように努める。

この場合、救助・衛生部長は、事務統括にあたる。

庶務調査班長は、県知事から委任された事項を実施したときは、速やかにその内容を県知事に報告する。

1 県知事から委任されている事項

- (1) 収容施設のうち避難所の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 学用品の供与
- (6) 埋葬
- (7) 死体の捜索及び処理
- (8) 災害にかかった住宅の応急修理
- (9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

2 救助法の事務手順

救助法に係る事務の手順は表「災害救助法に係る事務手順一覧」に示すとおりである。

第4 救助の内容

救助法による救助の概要は次のとおりである。ただし、救助法による救助に係る災害応急対策活動を実施する各班においては、各計画ごとに実施すべき内容を具体的に定めてあるので、それぞれの計画も参照するとともに、詳細については県の「災害救助法施行細則（昭和34年1月22日規則第3号）」等を参照する。

1 避難所

	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人1日当たり320円以内 冬季は別途加算可	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金 職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障がい者等に配慮した簡易様式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><一般の避難所の主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。 ○ 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。 ○ 要配慮者向けに福祉避難所を設置することも可能であること。 ○ 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。 <p><福祉避難所の留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。 ○ 特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではない。 ○ 福祉避難所は、老人福祉センター、防災拠点地域交流スペース、特別支援学校等を利用して設置し、これらの施設が不足するときは、公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等で、居宅介護等事業などと連携が図りやすい施設を利用する。 ○ 福祉避難所を予め指定したときは、地域防災計画等に定め、当該施設情報や避難経路等を周知することが望ましい。 		

2 炊き出しその他による食品の給与

	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	住家の被害は、通常全半壊・全半焼又は床上浸水を指す
費用の限度額	1人1日当たり1,110円以内	1人平均かつ3食
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費	
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施する。 ○ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。 ○ 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討する。 ○ 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならない。 		

3 飲料水の供給

	一般基準	備考
対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上げ費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であつて、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、給水袋等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水する次亜塩素酸材等 資材：ろ水器に使用するフィルター等
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により現に飲料水を得ることができないかどうか救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。 ○ 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。 ○ 水道事業者が本来行うべき配水管の修理や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外。 ○ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。 		

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

	一般基準	備考
対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ、プロパンガス等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

<主な留意事項>

- 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。
なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。
- 被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定する。
- 各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は慎む。

<別記>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 ※	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上世帯 1人増すごとに加算
夏季	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	7,800円
冬季	30,400円	39,500円	55,000円	64,300円	80,900円	11,100円

(2) 住家の半壊、半焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 ※	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上世帯 1人増すごとに加算
夏季	6,000円	8,100円	12,100円	14,700円	18,600円	2,600円
冬季	9,800円	12,700円	18,000円	21,400円	27,000円	3,500円

※ 夏季：4月1日から9月30日 冬季：10月1日から翌年3月31日

(この季別は災害発生の日をもって決定する。)

5 学用品の給与

	一般基準	備考
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具及び通学用品： 小学校児童 4,300円以内 中学校生徒 4,600円以内 高等学校等生徒 5,000円以内	
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具及び通学用品：15日以内	
対象経費	①教科書及び正規の教材 ②文房具 ③通学用品	①辞書、図鑑等は対象外 ②ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ③運動靴、体育着、傘、長靴、カスタネット、ハーモニカ、笛、裁縫用具等
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給。 ○ 各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は慎む。 		

6 医療及び助産 (1) 医療

	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	応急的な処置
医療の実施	医療班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所（注）において医療（施術）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	医療班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。 ○ 被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合は対象外。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。 ○ 患者の経済的要件は問わない。 		

6 医療及び助産 (2) 助産

	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	医療班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	医療班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。 ○ 被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合は対象外。 ○ 本人の経済的要件は問わない。 		

7 被災者の救出

	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から3日以内 (死体の捜索の場合は10日以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対象経費	船艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。 ○ いわゆる通常の避難は救出には含まれない。 ○ 人の救出に限定される。(財産、愛玩具、動物等も対象外)。 ○ 被災した原因は問わない。 		

8 死体の捜索・処理

	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,400円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合： 1体当たり5,300円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：衛生班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上げ費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③衛生班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から10日以内	
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体のある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。 ○ 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。 ○ 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。 		

9 埋葬

	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上）：210,400円以内 小人（12歳未満）：168,300円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る。
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものである。 ○ 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い差し支えない。 ○ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わない。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。 		

10 応急仮設住宅の供与

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であつて、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示（緊急）の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	1戸当たり平均2,660,000円以内	団地全体の平均が当該金額以下であればよい
住宅の規模	1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を標準	家族構成に応じて6坪、9坪、12坪の3タイプを標準仕様とし、棟平均で29.7㎡を標準
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	地域のコミュニティ確保等の特別な事情がある場合は、10～50戸未満で小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長2年3月（建築基準法85条）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の設置（建設）に代えて、民間賃貸住宅の借上げによる供与も可能である。 ○ 法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図る。 ○ 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。 ○ あらかじめ、仮設住宅の建設関係団体や民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。 		

11 住宅の応急修理

	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり576,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであるから、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。 ○ 全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。（ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可） ○ 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。 		

12 障害物の除去

	一般基準	備考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 134,800円以内	対象世帯の平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
<p><主な留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであるから、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。 ○ 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。 ○ 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。 ○ 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。 		

第35節 飼養動物の保護対策

実施担当班：総務部総務班

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

<主な活動>

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。

第2 村の対策

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。
- (3) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

第3 飼養動物の飼い主が実施する対策

- (1) 飼養動物の飼い主は、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うよう努める。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第36節 観光地への応急対策

実施担当班：観光商工部調査班

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震等の災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、村、国、県、関係機関が連携し対応する。

<主な活動>

- 1 観光地で災害が発生した際には村、県、関係機関、観光施設、索道事業者の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地での災害発生時の村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被災状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 観光地での災害発生時には、北アルプス広域消防本部消防計画における救助、救急計画に基づき、大町警察署、医療機関等と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 消防機関は、観光客の救助活動にあたり、大町警察署と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (4) 村民、自主防災組織及び観光事業者、索道事業者は相互に連携し、発主的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路・鉄道交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期段階での救助・救急活動は、人命救助のうえからも重要となるので積極的に実施する。

第2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 事前に登録されている通訳ボランティア等を避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 観光案内窓口で外国人旅行者の避難誘導を行う。
- (3) 駅、ホテル等の多くの観光客が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化等により外国人旅行者に配慮した情報提供や避難誘導を行う。